

令和6年第2回八千代町議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月12日（水曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	10番	生井 和巳君
11番	大久保 武君	12番	水垣 正弘君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	生井 好雄君	町民くらしの 部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	野中 清昭君	産業建設部長	青木 譲君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり 推 進 課 長	斉藤 典弘君	総 務 課 長	鈴木 和美君
財 務 課 長	中川 貴志君	税 務 課 長	岩坂 信幸君
福祉介護課長	栗野 直人君	こども家庭 課 長	生井 億之君
健康増進課長	永瀬 修君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊藤 武史君
農 政 課 長	山崎 浩司君	産業振興課長	瀬崎 清一君
都市建設課長	倉持 浩幸君	会計管理者兼 会 計 課 長	鈴木 佳奈君

学校教育課長	関 和之君	総務課補佐	石塚 浩二君
財務課補佐	山中 昌之君		

議会事務局の出席者

議会事務局長	飯岡 勝利	補 佐	菊 佐知子
主 幹	小竹 雅史		

議長（上野政男君）引き続きご参集をくださいまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

令和6年6月12日（水）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（上野政男君）傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

本日の会議におきまして、町広報PR係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

ここで脱衣を許可いたします。

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、2番、赤塚千夏議員の質問を許します。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

本日は、大きく2項目について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。まずは、特別障害者手当についてです。この特別障害者手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3章の2に基づく制度で、在宅で生活されている20歳以上で著しく重度の障害状態にあり、日常生活に常時特別な介護が必要な方に、月2万8,840円が支給される国の制度です。家族構成等の条件によって変動するものの、目安として本人収入518万円以下という所得制限があります。現在、当町の受給者は8名とお聞きしました。あまりにも少ない支給件数ではないかと思うのですが、町は特別障害者手当の受給対象者についてどのように理解しているのでしょうか。また、対象者にどのように周知しているのかをお聞かせ願います。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

まず、ご質問の1、特別障害者手当についての（1）、受給対象者の範囲と周知方法についてでございますが、特別障害者手当とは、精神または身体に著しく重度の障害があるために、日常生活におきまして常時特別な介護を必要とする方に対しまして、その重度の障害のために必要となります精神的、物質的、そういった特別の負担を軽減する一助といたしまして、議員ご指摘のとおり国から支給される手当でございます。対象年齢としましては、ご質問の内容にもございましたけれども、20歳以上の方となっております。さらに、受給する要件としましては、在宅という要件がございますので、障害者支援施設や特別養護老人ホーム等の厚生労働省令に定められた施設に入所していないこと、病院または診療所に継続して3か月を超えて入院していないことなどの条件がございます。

す。

対象となります障害の程度としましては、おおむねでの説明になりますけれども、身体障害者手帳の1級、2級程度、または知的障害の療育手帳のマルA、こちらは最重度の方です。またはA、重度程度の障害が重複している状態、複数の障害があるという状態の著しく重度の障害の方が対象となってまいります。その障害の程度判定につきましては、専門の診断書に基づいて判断することになっておりまして、手帳の有無、手帳があるかないかということにつきましては問われないことになっております。

重度の障害が2つ以上該当することにより対象となりますけれども、その障害の程度を参考までに幾つか申し上げますと、例えば目の障害であれば両目の視力を足して0.04以下、こちらは強度の近視で、文字の判断はちょっとできないような障害のレベルかと思います。また、耳の障害でありますと、両耳の聴力レベルが100デシベル以上、両耳が全聾で通常の会話が聞き取れないといったような状態であります。また、手の障害ですと、両手の指を全て失っている、または著しい機能障害というような障害の程度になります。足の障害で申し上げますと、両足を足首以上で失っている、そのような状態。内部の障害、内臓系の障害で申し上げますと、心臓や呼吸器の疾患によりまして、屋内での日常の生活活動でさえ極度に制限されるものなどの障害のレベルでございます。それらの障害が2項目以上該当しますと、著しい重度の障害ということになりまして、今回の特別障害者手当の受給対象となってまいります。

また、議員ご指摘のとおり所得制限がありまして、受給者本人もしくは配偶者、同居する扶養義務者の所得が国の定める基準を超えるときには、手当は支給されません。

こちらの特別障害者手当の周知方法といたしましては、毎年福祉介護課で作成をしております八千代町福祉ガイドブック、こちらに制度を掲載し、町内に全戸配布しているほか、町ホームページのやちよ障がい福祉ナビによりまして周知を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

ご質問の1、特別障害者手当についての（1）でございます。受給対象者の範囲と周

知方法についてでございますが、受給対象者の範囲等につきましては、厚生労働省が定める認定基準が細かく設定されておりまして、詳細は先ほど担当部長のほうから答弁したとおりという形になります。

特別障害者手当につきましては、精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担軽減の一助として手当を支給すると。そして、特別障害者の福祉向上を図る、このような形になっており、先ほど議員の質問にあったように二十歳以上の者、そして月額が令和6年4月から、今年の4月から2万8,840円、そして支給が原則として毎年2月、5月、8月、11月、それぞれ前月分までを支給、支払いの手続については市町村の窓口が行う、このような形で設定をされております。

周知方法につきましては、8名という形でございましたが、周知方法について、これは気がつかなかった、あるいは知らなかったという方も十分いる可能性は、これはあるわけでございますから、さらに広く住民の皆様には制度を知っていただけるよう、これは進めてまいりたいというふうに思っています。例としまして、先頃暮らしに関するサービス情報の提供というものをつくらせていただきました。子育てに関する移住定住に関してまとめたものなのですが、そういったものの福祉版という形でやってみるのも一つの方法であろうかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ただいま受給対象者について、すごく細かくいろいろ説明していただきました。その中で、障害が2つ以上重複していることが条件であるという説明がありましたけれども、そうした誤った理解をしている自治体が一部にあります、それは条件ではないということは、日本共産党の藤田りょうこ東京都議が厚労省に確認済みです。認定基準は、1、肢体不自由の障害、2つ目として重い精神障害、3つ目として重複障害、4つ目、三重障害、5として重い内部障害で絶対安静という5つありますが、その中のいずれかが当てはまれば受給可能です。障害者手帳を持っていることが必須条件ではないということは、今答弁でもありましたけれども、それでは当町で受給されている8名の中に障害者手帳をお持ちでない方はいらっしゃいますか、お聞かせください。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号２番、赤塚千夏議員の質問にお答えをいたします。

当町におきまして受給されている８名の中に、手帳を持っていない方はおりますかということですが、この８名の方は全ての方が身体障害者手帳もしくは療育手帳を所持しております。先ほど申し上げましたとおり、障害の程度判定につきましては診断書に基づいて判断をしていきますので、手帳の有無は特に問わないということになっておりますけれども、著しく重度の障害のある方が受け取れる手当ということですので、その方々は２０歳になる前から何らかの福祉サービスを利用している方々が多く、その福祉サービスを利用するに当たりましては、身体障害者手帳あるいは療育手帳というものが必要になってきますので、何らかの手帳を所持している方が多いというのが現状になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） ２番、赤塚千夏議員。

２番（赤塚千夏君） それでは、障害者手帳をお持ちでなくても受給できるということはお認めいただいているのですけれども、要介護４や要介護５の方は車椅子や寝たきりなど常時介護が必要で、かなり障害の程度が重い場合もあると思われます。受給資格があるにもかかわらず、この制度は高齢者福祉分野では認知度が低く、受給できる可能性があることがほとんど知らされていません。当町では、現在要介護５の方が７４名、要介護４の方が１３４名もいらっしゃいます。この方たちにはどのように周知されているのかお聞かせください。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号２番、赤塚千夏議員の質問にお答えをいたします。

ご質問の要介護４あるいは５の方への周知についてでございますが、現在の当町での制度の周知方法につきましては、先ほど申し上げました全戸配布の八千代町福祉ガイドブック、あるいは町ホームページ等への掲載となっております。介護保険の要介護認定４あるいは５に該当している方に対して、一律にお知らせすることは現在のところいたしておりません。先ほど申し上げましたように、特別障害者手当の対象は身体障害者手帳１級または２級、あるいは療育手帳のマルＡ、Ａ程度の重い障害が重複してい

る状態、これ複数の障害がある状態ということにはなっております。ですので、また日常生活において常時特別の介護を必要とする状態で、在宅というふうな条件もつきますので、またちょっと要介護4、5とは判定の仕方が違ってくるのかなというふうに考えております。

一方、介護保険の要介護の認定につきましては、介護に係る手間、要するに介護に係る時間、その時間が多いか少ないかということによりまして介護度を区分するというふうになっておりますので、要介護4あるいは5の方が必ずしも特別障害者手当に該当するというものではございませんので、申請を希望する際には個別に相談をさせていただいているのが現状でございます。

議員ご指摘のとおり、要介護4あるいは5の方の中に特別障害者の手当に該当する可能性のある方がいるということは十分認識しております。該当する可能性が高いそれらの介護度4、5の方に周知する方法としましては、ご本人と定期的に接触しております介護のほうの担当のケアマネジャーを通じてお知らせすることも効果的ではないかと考えておりますので、ケアマネジャー等への特別障害者手当の周知なども今後強化してまいりたいというふうに考えております。

今後におきましても、障害福祉担当と介護保険の担当で連携をしまして、手当に該当する方が適切に申請できますよう相談支援体制の充実に努めてまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 先ほど言いましたように、重複障害は必要ではないので、確かに個別に医師の診断書が必要にはなりますけれども、その辺はもう一度確認していただきたいなと思います。

あと、ケアマネジャーのほうも、要介護4や5で特別障害者手当受給できることをご存じないケアマネさんもしらっしゃるとお聞きしましたので、その辺をしっかりと研修なりしていただいて、周知をしていただきたいなと思います。

それから、町のホームページを見ますと、申請に必要なものとして診断書や印鑑のほかに、障害者手帳というのが掲載されているのです。そうすると、障害者手帳を持っている人しか受給できないと、これはやっぱり誤解を与える記述だと思います。改めるべきではないかなと思います。岡山市のホームページでは、要介護4、5の方でも対象に

なることがありますというふうにただし書が書かれています。当町でも、手帳がなくても受給できることを明示すべきではないでしょうか、お聞かせください。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号2番、赤塚千夏議員のご質問にお答えをいたします。

今回の障害者特別手当につきましては、障害が重複していることは必須の条件ではないということですけれども、同じような障害者関連の手当に障害児福祉手当というものがございます。そちらは、障害が重複していなくても1つの障害で受給できる手当でございまして、20歳未満の方が受給できる手当となっておりますので、場合によってはそちらの障害児福祉手当の受給条件と特別障害者手当の受給要件を混同してご理解されている方もいるのではないかと思います。町といたしましても受給要件、障害の要件につきましてはもう一度確認をさせていただいて、町ホームページ等の記載を、違っていれば改めていきたいと思っております。

また、手帳がなくても該当するというにつきましては、分かりやすいように表記のほうを変えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） では、ホームページに記載のほうよろしくお願いいたします。

ただ、ホームページとか、全戸配布の八千代町福祉ガイドブックですか、それを該当者がなかなか見つけるというのは難しいのではないかと思います。相当意識して見る方ではないと気づかないと思うのです。これは、私取り寄せた兵庫県高齢者生活協同組合が作成したリーフレットです。ここには、受給対象者についても、例えばタオルを絞るが1人でできる、1人ではできないとかで、点数が書いてあって、何点以上だと受給できる可能性がありますよという分かりやすいリーフレットなのです。このようなリーフレットが行政の窓口に置かれていたら、もっとこの制度の周知が広がるのではないかと考えるのですが、このようなリーフレットの作成、ぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号２番、赤塚千夏議員のご質問にお答えをいたします。

他の自治体におきましては、この特別障害者手当の診断基準等につきまして、障害の程度等のある程度目安として表の形にしたリーフレットあるいはパンフレット等を作成しまして、分かりやすいものが作成されているということでございます。当町におきまして、そのようなリーフレット等は現在作成されてはいないのですが、他の自治体のそういったパンフレット、リーフレットがあることは認識しておりますので、そういったものを取り寄せまして調査研究しながら、こういった形が分かりやすいのか、こういったものが申請のためにやりやすいのかと、そういったことをちょっと調査研究しまして、作成に向けて検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） ２番、赤塚千夏議員。

２番（赤塚千夏君） 国は、介護保険の利用者負担を２割へ引き上げることをもくろんでおりますが、現時点でも利用者負担が重くて、必要なサービスを我慢していらっしゃる方がたくさんおられます。ぜひこうしたリーフレットを作成し、介護保険の窓口にごくとか、あと介護認定証を送付する際に同封するなどして周知徹底をして、支給対象者が漏れなく支給できますように、障害者福祉と介護保険の分野できっちりと連携していただくことを強く求めまして、１項目めの質問を終わりたいと思います。

次に、２項目めの質問に行きます。では、そちらで。

（２番 赤塚千夏君登壇）

２番（赤塚千夏君） 続きまして、２項目めの質問に移ります。次は、熱中症対策についてお聞きします。

気候変動の影響で、近年異常な猛暑が続いています。昨年茨城県内において、熱中症で救急搬送された人が２,６００人と、今の方法で統計を取り始めてから最も多くなっており、熱中症対策は緊急の課題となっています。また、頻発する災害時に指定避難所として活用されることから、学校体育館の空調設置をすぐにでも行うべきと考えますが、いかがでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号２番、赤塚千夏議員の先ほどのご質問にお答えをさせて

いただきたいと思います。

学校体育館への空調設置についてでございますが、近年地球温暖化の進展に伴いまして、年々気温が上昇し、特に夏の時期においては記録的な猛暑が続くなど、熱中症へのリスクが非常に高まっている状況であると認識をしております。体育館は、体育の授業や部活動、学校行事などで使用される場所でございますので、空調設備を設置することは児童生徒の熱中症対策として大変重要でありますとともに、災害発生時に地域の避難所としても利用できる、想定されるために、防災機能強化の観点からも大変望ましいものであると、このように認識しております。体育館への空調設備を設置するためには、電気容量の増設やランニングコストを考慮した空調設備の運用のためのルールづくり等様々な検討課題がございますが、早急に進めてまいりたいと考えております。

今後につきましては、他自治体の空調設備設置事例なども参考にしていきたいと思いますが、設置費用につきましては国の支援制度を活用し、令和7年度の設置を目標に手続を進め、児童生徒及び教職員の体調管理に配慮した学校の環境整備に努めてまいりたいと思います。私どもの考えとしましては、今年度予算あるいは先ほど申し上げました計画をきちんとまとめまして、そして令和7年度には実施に向けて努力したいと、こう考えております。

答弁いたします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 7年度設置ということでよろしいでしょうか。工事とか、結構かったり。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 先ほど私が7年度と申し上げましたのは、単費でやりますと、かなりの町の体力への影響も考えまして、補助事業というものを活用していきたいと思います。その際になりますと、今年度申請という形になれば、7年度にできるという形になろうかと思っています。先ほどの答弁の中で申し上げましたが、急ぎたいという気持ちでおります。

答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） では、今年申請して来年度設置ということですが、7校全て来年

度にできる予定でしょうか。すみません。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 今のところ私の考えとしましては、7校一遍にというのはなかなか、茨城県内で多くの市町村がかなり手を挙げるというふうに考えております。一遍にというのは少し難しいかもしれませんが、なるべく多くの学校ができるよう申請してまいりたいと考えております。

答弁といたします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） では、なるべく早くやっていただけるということで期待したいと思うのですが、体育館の空調設置には5,000万円前後かかると言われておりまして、かなり高額な予算が必要となりますけれども、先ほど町長が言われたように様々な補助金がありまして、文科省の学校施設環境改善交付金を利用することが今できまして、これが学校体育館の空調設置費用を2分の1補助する国の国庫補助事業です。通常3分の1のところ、2025年度までは2分の1に引き上げられておりますので、ぜひ早急に対応してほしいと思います。

交付に際して断熱要件がありますが、文科省は断熱要件に基準はなく、建具の隙間を塞いだり、日射調整フィルム等を貼るなどの対策でも構わないとしておりますので、また断熱性確保のための工事費用も補助対象となっております。さらに、2025年度までなら防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を地方負担分に充てることができます。つまり、これらの活用によって、町負担は僅か25%で実施可能です。また、令和3年度決算で12億円だった町の財政調整基金は、令和4年度決算で14億円に膨らんでおり、これらを活用することもできます。それらの活用で、ぜひ7校すぐに全てというわけにはいかないと思いますが、一刻も早くやっていただけたらと思います。

それで、これから計画を立ててとなると、かなり大がかりな工事となりますので、実際に空調が体育館に入って稼働するのがいつになるのかなとちょっと不安になるところなのですが、下妻市は総合体育館と千代川体育館に固定式のスポットクーラーを複数台導入したそうですけれども、最近は移動式のスポットクーラーを様々な自治体で導入する動きが進んでおります。費用も安価で工事も不要ですので、移動できることから、様々なところで利用が可能です。当面今年度、そのスポットクーラーでしのぐとい

うのも一つの方法かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの赤塚議員のご質問にお答えさせていただきます。

移動式ということでございますので、これはどちらかというと固定式に比べて簡単なのといえますか、移動可能ということで実用的なのかなというふうに、早急ということであれば、これはかなり有効かと思っていますので、そういったものも検討させていただきたいと思っています。

ちなみに、総合体育館等におきましては防災の避難所という形もございますので、その点も含めて皆様が2次災害に遭わないような、そういう環境を整えておりますが、小学校、中学校の体育館につきましても、そのような形を考えてまいりたいと思っております。有効な手だてであるというふうに考えます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございます。では、すぐにでもこれは導入できるものだと思いますので、ぜひもう今年度から導入していただけるようお願いいたしたいと思っております。

さて、今年は電気代の高騰によってエアコンの使用を控える方も出てくると思われ、昨年以上に高齢者の熱中症対策も急務です。今、一部ではクーリングシェルターという暑さを避けるための施設が設置され、活用されている自治体もあるそうです。環境省も、今年の2月27日に指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引きを示しておりますが、当町ではこのクーリングシェルターの設置計画はございますか。あればお聞かせください。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号2番、ただいまの赤塚議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

2の熱中症対策についての（2）、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の設置についてでございますが、クーリングシェルターの設置につきましては、近年熱中症による死亡者が増加傾向にあることから、熱中症対策を強化するため、令和5年5月に改正されました気候変動適応法に位置づけられております。気候変動適応法の主な改正内

容としましては、１、熱中症対策実行計画の策定。それと、２、熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけるとともに、深刻な健康被害を発生し得る場合に備え、１段上となる熱中症特別警戒情報を創設。そして、３番目に、市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定することができる、このようになっております。クーリングシェルターの管理者は、熱中症特別警戒情報が発表されたときには、その期間中、施設を開放しなければならない、このような形に位置づけをされております。茨城県におきましては、４月末に令和６年度熱中症対策に係る市町村連絡会議が開催されました。現在、県内の各市町村においてクーリングシェルターの取りまとめを行っているところでございます。

八千代町では、町立図書館及び役場本庁舎の２施設を指定暑熱避難施設として指定する予定でございます。図書館には、読書や音楽を聴くなどしてくつろいでいただける座席がありますので、図書館をメインのクーリングシェルターとしてご活用いただければと考えております。２か所を設定することで、図書館が休館日となる月曜日や祝日の翌日は役場を利用していただくという形が取れ、少なくともどちらか一方の施設を利用できるようにしていきたいと考えております。今後は住民の利便性を考えながら、民間の施設にも協力を仰いでいきたいと考えております。シェルターを増やしていければと、このような計画の中で考えているわけでございます。指定が決定した際には、随時広報紙等で住民の皆様に周知してまいりたいと思います。

先ほどの問題もありましたが、住民の方への周知につきましては、読み取る側の方が理解できる、あるいはそのもの自体をきちんと読んでいただける、そのような工夫をするよう担当の職員のほうにも周知してまいりたいと、このように考えております。

答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君）　２番、赤塚千夏議員。

２番（赤塚千夏君）　２か所に設置していただけるということで、こちらいつからの開設を予定されておりますか。もし具体的に決まっていれば。

議長（上野政男君）　野中保健福祉部長。

（保健福祉部長　野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君）　赤塚千夏議員のご質問にお答えをいたします。

八千代町が指定する八千代町役場と町立図書館、そちらのシェルターの稼働日、開始日はいつかということなのですが、７月１日にはシェルターとして指定して稼働できる

ようにしたいと思います。しかしながら、図書館につきましては、シェルターの指定がなくてもエアコンを効かせて、いつでも涼みに来ていただけるようにお待ちしておりますので、暑いと思ったときにはぜひ図書館に来ていただいて、ご利用いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございます。先ほど町長も、これから少しずつ場所を増やしていきたいというお話でしたけれども、日立市では昨年度「まちなかオアシス」として60か所を休憩所に指定しております。各地域の交流センターや商業施設までリストに上っておりまして、今年はさらに数を増やす方針だそうです。ぜひ八千代町でも図書館と役場ということは、やっぱり近辺に住んでいらっしゃる方はいいのですけれども、どうしても遠い方がたくさんいらっしゃると思いますので、もう少し数を点在できるような、本来なら公民館とかも使用できたらいいのかなと思うのですけれども、その辺町長の見解をお聞かせください。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの赤塚議員のご質問にお答えをさせていただきます。

もうちょっと数を増やしていければという形でございますが、墨田区なんかによりますと薬局、こういったところを使っている。また、世田谷区につきましては、これは例としてまして高齢者が外出した際、高齢者とは限らないというふうに思うのですが、冷房が効いた場所で涼んでいただけるよう公共施設などを開放したほか、そこはちょっとサービスもついているのです、飲物とか。そういう先進的なところもあるようでございます。薬局、図書館、コンビニエンスストア、あるいは憩遊館、いろんなところが機能としては考えられると思いますので、数を増やすという形については、これは深く考えていきたいと思います。

今日の天気でもそうですが、本当に今日も梅雨が明けたぐらいの感じでありまして、今日も町民の皆様について、本当に水分を取りながら気をつけて生活をしていただきたいと思いますが、昨年より今年のほうが暑くなるという気象庁の予想もございますので、この辺について増設についてもきちんと考えていきたいと思っております。

答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 前向きに増設のほうを考えていただきまして、ありがとうございます。クーリングシェルターの設置が実現したとしまして、そこまで交通手段のない高齢者もたくさんいらっしゃると思うのですけれども、特にクーリングシェルターを必要とされる方というのは、日中自宅で過ごす高齢者が多いのではないかと思います、クーリングシェルターの設置期間や開設時間に限り、八菜まわ～る号を例えば無料にするとか、何かそういった利用しやすい環境整備も同時に行う必要があるのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの赤塚議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っています。

クーリングシェルターまでの交通手段の確保という形でございますが、熱中症対策は自助を原則としておりまして、個々が最大限の予防行動を実践するとともに、共助や公助として個々の予防行動を支援していくものであると考えております。クーリングシェルターの開放は、熱中症特別警戒情報発令時の対策、予防行動、この選択肢の一つであります、警戒情報は前日の午後2時頃発表されるという形になりますので、発令情報に注視をいただきますようお願いしたいと思います。

そして、八菜まわ～る号の件についてであります、もちろん八菜まわ～る号の利用というものは、まさにこういったときのためにもあるわけでございます。1つ例を挙げれば、コロナ対策の予防接種のときは中央公民館まで無料という形でやらせていただいた例もございます。町としまして、例えば交通手段のない方の交通手段の確保というものは大事なことになりますので、先ほどの例のような形も町としてはやっているわけでございますから、それに伴いまして今回についてもきちんと考えてまいりたいというふうに思っています。交通手段がなくて、行けずして体調を崩された、こういうことがないような形を取ってまいりたいというふうに考えております。

答弁といたします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 八菜まわ～る号の無料も考えてくださっているということで、大変うれしく思います。熱中症は誰にでも起こり得る上に、生命に危険が及ぶこともあり

ますので、町民の命を守るためにも、できるだけ早急な対策のほうを重ねてお願いいたしますして、私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（上野政男君） 以上で2番、赤塚千夏議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、6番、安田忠司議員の質問を許します。

6番、安田忠司議員。

（6番 安田忠司君登壇）

6番（安田忠司君） 議長の許可を得たものですから、質問のほうを通告書に従い質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、今年の正月1日に発生した石川県の能登半島の地震、これはマグニチュード7.6で震度7という、そういうような大きな地震がありました。それと、去る4月の3日、これは台湾東部で発生したやはりマグニチュード7.7、震度6強の地震、それと6月の3日には石川県の能登、これはマグニチュード6.0、震度5強の地震が起きました。それにより、この3つとも大きな被害が出たわけです。亡くなられた方々、並びに冥福を謹んでお祈りを申し上げたいと思います。ともに被害を受けられました方の皆様にも心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告によりまして質問させていただきます。私のほうからは、八千代町の農業の現状と今後の在り方ということで大きな題が1つ、これに従って4項目ほど用意をさせていただきましたので、それを質問させていただきたいと思います。

食料の自給率、その推移から見た八千代町の現在の農家数どのぐらいあるのか、耕作面積、これ畑、田んぼ、吉田水系と山川水系になると思うのですが、それと今現在携わっている方の平均年齢、それとその方々に後継者がいるのかどうかということでございます。

それと、合理的な農業生産を上げるためには、やはり今、大分前から基盤整備をして、山川沼に例えますと昭和46年の頃なのです。排水とか給水関係はそのままの状態になっていますので、そういうふうな整備、基礎の基盤になる整備、それと集約化というのが求められると思いますので、その内容についてお聞きをしたいと思います。

それと、今外国人の研修生、それと農業関係、後継者の方、大分若い人も参入されておりますので、その後継者に対しての情報の交換、それと人材の育成ということで、いろんな情報交換が必要かなと思うのですが、その内容について。

それと、農業生産から加工までということで、町長のほうも6次産業の話をこれから地域商社の会社と連携をして、できるものであればやはり収益の売上げアップと利益率の向上ということで図っていただければというふうに思っておりますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

それと、耕作面積なのですが、自分で調べた内容ですと、自分はあまり山川水系の1級河川のほう、全体でこれは今から大体300年ぐらい前に基盤整備をしたのです。その内容で申し上げさせていただきますと、見積り面積で約500町、1722年、享保7年にこれ始まったのです。それと瀬戸井から仁江戸まで、ここが大体500町ぶりぐらいあるということなのです。結城市、八千代町からこっち、仁江戸の鬼怒川まで約1,000町ぶり、山川沼までの流域面積、これどのぐらいの水が流れるかというところと3,250町ぶりぐらいの面積が水が流れてくると。そういうようなことで、排水問題が物すごく大変だというのが、地権者だとか耕作者が困っている状態と。おかげさまで、今年かさ上げの堤防を一応整備をさせて、今年と来年で行うということで協力を得まして、これも大体完成するように思います。

そうしますと、相当改善をされるのかというふうに思いますが、ところが一番困っているのは山川沼の九郎兵衛橋のところから、ちょうど東原から若の辺りが一番平らで勾配がないのです。全体の長さですと、山川沼の端から仁江戸の鬼怒川のへりまで大体10.5キロ、その勾配の高さは大体6.5から7メートルぐらいしかないのです。そういう中を水が流れるわけですから。特に東原、若までが平らな状態ですから、向こうは太田から仁江戸までは相当やっぱり勾配があるのです。そういうふうなことで、今後の課題としてそれを建設部長のほうも調べていただいて、検討していただければというふうに思います。全体的な面積は、山川沼が大体500町、それと菅谷溜井が15町ぶりぐらい、これは46年度仕様で、町歩で出ていますので、八町沼が2町歩、古間木のほうが80町ぐらいですね、北沼が50町ぶり、太田沼が2町、若沼が2町ぶり、国生のほうが15町ぶり、全体で細かい数字で言いますと、これで大体770町歩ぐらいです。

これには、農地改革というのが昭和20年11月の22日に農地制度改革の閣議決定がされて、農地開放されたわけなのですが、そのときに開放にならない土地が残っている、そういう地域があるのです。塩本の柏山から内山街道のところ、よくオオスギ、オオスギということで呼んでいるのですが、そこが大体二十四、五町ぶり、これは農地改革でそのままの状態ですと耕しているのですが、やはり大型機械が入れない6尺道路で、

やはり畑と田んぼが入り混じっていますので、そういうふうなところがあるかどうかというふうなことも、今回この耕作面積のほうには、もし分かればその範囲内で答弁をしていただきたいと思います。

それと、後継者問題なのですが、これは日本経済新聞社の23年の9月号に出た記事なのですが、食卓から国産の農作物が消えるというような、大きなショッキングな記事なのです。現在、日本の食料のカロリーの自給率は、ベースでいうと38%ぐらいしかないというのです。それと、30年後には政府のほうでは45%ぐらい押し上げるというふうなことで目標とはしているのですが、下がるような状態で、この状態には、なかなか45%にいくのは大変だろうというふうなことなのです。民間の情報が出たのですが、2050年には国内の農業人口が現在より8割以上減るだろうというふうな、ショッキングなやはりデータが発表されたのです。2023年現在の農家数は、大体全国で92万9,000戸、68.4歳の方が平均年齢で、86%以上が65歳以上だということで公表されております。農家数が17万7,000戸に現在減っていると。2050年には減るだろうということが、この統計では出ているのです。80%以上になるのです。米の生産も291万トン、やはりこれも56%ぐらい減ってしまうだろうと。

それと、あわせまして、291万トンになりますと100万トンぐらい足りなくなるというふうな情報なのです。世界の人口でいいますと、現在80億4,500万人、2050年は100億人を超えるだろうと。そうすると、日本の政府の考え方、やはり海外から輸入すればいいだろうというふうな考え方があると思うのですが、恐らく日本には食料入ってこないのではないかなというのが心配されるのです。そういうふうなことでするので、ぜひこの農地の基盤整備、集約化、これは早急に手をつけないと遅くなってしまうのではないかなというふうなことを思っております。

それと、直近の石岡市のほうで発表されました、これ読売新聞の今年の4月の記事なのですが、石岡市は県内でも農業が盛んな地域なのです。それで、農林水産の統計によりますと、市の農業の産出額は県内の市町村で8位、売上げが169億円、2020年度の売上げです。中でも八郷地区はイチゴや柿、梨等30以上の観光農園があり、首都圏との交通の便のよさということから観光客が大分来ていると。農家の減少も例外なく大変だということなのです。市内の販売農家数は、20年の時点で1,987戸、10年前と比べると1,235軒も減ってしまったということなのです。高齢化、後継者不足が原因と見られ、このままでは近い将来は地元で農業が立ち行かなくなるというようなことで、市の研究制度を運

営するNPO法人のアグリやさとの柴山さんという代表の方が発表しているのです。それが現状かなと思うのです。

そういうことで、いろんなこれから問題、暑さ対策もあるでしょうし、こういう地震対策、これも考えていかななくてはならないというふうなことで、地震のことについても30年以内には70から80%の確率で起きるということを発表されているのです。東日本大震災の翌年の平成24年、政府の中央防災会議では公表した数字が衝撃的であり、南海トラフ沿いで起きる最大クラスの地震はマグニチュードが9.0から9.1ぐらいと予想していると。各地を襲う津波の高さ、これ高知県黒潮町と土佐清水市で34メートル、静岡県下田市でも33メートルぐらいの津波が起きるだろうと予想しているのです。政府のほうの地震の調査委員会は、2024年1月には南海トラフ周辺では今後マグニチュード8.0から9.0の巨大地震が発生するおそれがあると。確率でいうと、10年以内では30%程度、30年以内ですと70から80%、50年以内ですと90%もしくはそれ以上として発表しているのです。

そのような状況ですので、この地震が起きると大変なことになると。起きなければいいのです。起きた場合には、恐らく食料危機、それとこの辺はそんな大きな地震がないということで、ずっと歴史が、今から2,500年から3,000年前ぐらいの歴史を調べても、そんなに大きな地震は起きていないのです。そういうことでございますので、もし地震が起きたときには政府のほうでも45%までの生産体制を上げるというふうなことを、目標を決めておりますので、ぜひ八千代町としても農業が盛んな地域ということで、これから農業を中心に生産性を上げて、それでやはり8割の農家が減るというようなデータがございまして、それでも八千代町の農業が政府の45%の目標に沿うような形で、いざ危機が来たときには八千代町からお米や農業生産物を大変な時期に発送して、やはり国難に対するそういうふうな援助ができればというふうなことを考えておりますので、ぜひ町長と産業建設部長に質問をさせていただきますので、答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号6番、安田忠司議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず、食料自給率の推移から見た八千代町の現在の農家戸数、耕作面積、平均年齢、

後継者数についてでございますが、議員質問の中での数字と重なる部分もございますと思いますが、答弁させていただきます。食料自給率は、国において食料・農業・農村基本法に規定された基本計画の中で、令和12年度の目標をカロリーベースで45%としてございます。その中で、近年は37%から38%で推移しているということで、その目標との差は大きい状況であると認識しております。

次に、販売農家数の推移ですが、農林業センサスによりますと、茨城県においては2000年が7万884戸、2020年が4万3,920戸で、20年間で2万6,964戸、38%減少となっております。当町、八千代町においては、2000年が1,292戸、2020年が867戸で、20年間で425戸、32.9%の減少となっております。また、国全体を見ますと、食料・農業・農村基本法が制定された平成11年からですと、25年間でほぼ半減したと言われているという状況でございます。

次に、耕作面積ですが、茨城県では2000年が18万2,200ヘクタール、2020年が16万3,600ヘクタールで、20年間で1万8,600ヘクタール、10.2%減少しております。当町では、2000年が3,670ヘクタール、2020年が3,530ヘクタールで、20年間で140ヘクタール、3.8%の減少となっております。

なお、議員の説明の中で山川水系500ヘクタール、瀬戸井から仁江戸へ500ヘクタール、合計で1,000町歩山川水系で耕作面積以前はあったということですが、現在の吉田用水土地改良区、それと山川沼土地改良区合わせた中での耕作面積は、2020年の3,530ヘクタールのうち825.8ヘクタールとなっております。

続いて、基幹的農業従事者の平均年齢ですが、2020年茨城県では67.5歳、当町においては62.2歳となっております。70歳以上の割合ですと、2020年茨城県では50.2%、当町においては36.3%となっております。県全体と比べまして、それぞれ統計の数値が低くなっているということもありまして、また平均年齢においては県内市町村で2番目に若い、このような数値となっております。

また、地域農業の中心的な担い手である認定農業者数、こちらがここ10年間は260から270前後で推移しているということも考えますと、基幹産業である農業が比較的元気があるのではないかと認識しております。

農業後継者につきましては、2020年の時点で確保している経営体は、全体の21.3%にとどまっているというような状況でございます。

次に、合理的に農業生産を上げるための農地の基盤整備、集約化についてござい

すが、農地の基盤整備や農地の集約化、こちらは生産性の向上や農業構造の改善により、食料供給力の確保に重要な役割を担っているものと考えております。当町の農地の基盤整備の状況でございますが、水田については昭和40年代から50年代にかけて整備を行いまして、整備率が95.8%となっております。畑地では、霞ヶ浦農業用水事業を活用しまして、整備の推進を図っております。安静地区、下結城地区、中結城地区において畑総事業を実施しております。畑地の整備率は38.3%になります。現在は、若地区において事業に取り組んでおりまして、令和11年の完成を目標としまして事業の推進を図っているところでございます。しかしながら、農業水利施設の多くが整備完了から年数が経過していることもありまして、経年劣化による機能の低下、また突発事故の発生などが懸念されているところで、そのようなことから施設の長寿命化に必要な補修や更新等について、八千代町土地改良事業補助金交付要綱に基づきまして、事業を実施する土地改良区に支援を行っているところでございます。

次に、農地の集約化でございますが、まず担い手の農地の集積につきましては、令和4年度末現在で耕地面積3,520ヘクタールに対しまして、集積面積が1,558ヘクタール、集積率が44.2%になります。農地の集約化については、農業委員会と連携しまして、国の農地集積協力金制度や農地中間管理事業、こちらを活用しまして推進を図っているところでございます。しかしながら、正式な手続を行っていない相対での貸し借りが多いことや、集約化には農地の利用権の交換、こちらが必要になってまいります。貸手の意向や農地の状況、賃借料など条件に差が生じることもございますので、思うように集約化が進んでいないというようなことが現状でございます。現在、事業を進めています若地区の畑総事業においては、地域での話し合いを行いまして、農地の売買等を進めながら、担い手の集約化に取り組みながら事業を進めていると、このようなことで進めてございます。引き続き地域の状況を踏まえまして、農地中間管理事業の活用と地域での話し合いを積極的に行いまして、関係機関や土地改良区と連携し、農地の基盤整備の推進、農地の集約化と農業水利施設などの適正化に努めてまいりたいと思います。

次に、外国人農業研修生や農業後継者の人材育成についてでございます。当町では、外国人実習生、こちらは主に野菜農家で受入れを行っているところでございます。令和4年度の農業分野における外国人労働者数は、全国では4万3,562人となっております。国籍別で見ますと、一番多いのがベトナムで35.9%、次に中国で17.8%、次にインドネシアで14.5%となっております。当町での農業分野の外国人労働者の人数は把握できて

おりませんが、令和6年5月1日現在の外国人登録者が1,850人で、そのうち技能実習生としては852人、全体の46%となっております。

次に、農業後継者対策でございますが、国の支援事業である親元就農した際の施設整備などを支援する経営発展支援事業、完全に親元に就農した方の新たな取組を支援する経営継承・発展等支援事業など、国や県などの支援事業を活用しまして、農業後継者の確保に取り組んでいるところでございます。また、梨農家になりますが、担い手後継者不足対策としまして、地域おこし協力隊制度を活用しまして、町のブランドの肥土梨を将来につないでいくため、5名の方が新たな梨農家の担い手となるよう新規就農定住に向けて活動しているところでございます。しかしながら、今後も全国的に人口減少が進み、特に生産年齢人口の大幅な減少、こちらが懸念されております。また、将来における農業の担い手の減少、高齢化、そして後継者不足は大きな課題であると考えております。今後においても、地域の農業を支える労働力については、外国人技能実習生制度は欠かせない人材育成制度と認識しておりますので、国や受入れ団体等の状況を注視しながら対応してまいります。また、農業後継者育成制度については、様々な人材育成制度の活用を検討し、第三者による農業経営の継承も視野に入れながら、技術のサポートや教育、経営のノウハウなど支援策を調査研究してまいります。

次に、農業生産から加工販売計画、地域商社との連携についてでございますが、近年の農業を取り巻く状況、こちらは様々な状況が目まぐるしく変化しまして、以前にも増して厳しい状況となっております。こうした環境の変化は、本町においても例外ではなく、農業のさらなる発展や地域の活性化、農家所得の向上を図っていくためには、単に農産物を生産するだけではなくて、その先にある農商工の連携や6次産業化といった取組は非常に重要であると認識しております。よいものをそのまま出荷するということはもちろんですが、規格外の良品、いわゆるB品といいますか、そちらを原材料として加工することは、その付加価値を高めるとともに、ふるさと納税返礼品などをはじめとする新たな販路の拡大につながるなどから、農家の収益性の向上、安定を図る上で有効な方法であると考えております。また、加工品による農産物自体のPRのほか、ブランド化の推進にも寄与するものと考えております。

そうした考えの下、町では令和2年度より農産物の付加価値を高めることを目的として、特産品の開発に取り組む事業者を支援するため、八千代町農産物ブランド力強化支援事業、こちらを創設しまして、支援を行ってまいりました。また、昨年度からはふる

さと納税返礼品として提供いただくことを条件に、加工品などの開発に取り組む事業者を支援するため、ふるさと納税返礼品開発等支援事業を新たにスタートしております。こちらは、加工品の開発のほか、パッケージデザインの作成や情報発信の強化などにも活用できるもので、昨年度は9つの事業者に取り組んでいただいております。農商工の連携や6次産業化への取組につきましては、農産物の付加価値の向上やブランド化により地域農業全体の活性化にもつながるもので、非常に重要だと考えております。今後とも農業者等の取組を支援するため、国、県等による支援措置等の活用や研修会の開催、情報の提供などに努めてまいりたいと考えております。

次に、地域商社との連携についてでございますが、当町では本年3月に町100%出資による地域商社、株式会社はなまるB A S Eを設立し、4月より業務をスタートしております。当面は、ふるさと納税の業務受託、農産物の6次産業化及び返礼品の開発、人材育成、こちらの3つを柱とし、事業を展開していく予定となっております。特に6次産業化及び返礼品開発については、今年度グリーンビレッジ内にある加工施設の改修を予定しており、完了後は民間事業者との連携による施設の利活用を進めていく考えでございます。こうして作られた加工品を町の新たな産品として地域内外へ販売していく、またはふるさと納税返礼品の提供事業者としてその役割を担っていただくことで、事業の一つとして収益の確保につなげてもらうほか、町の特産品のP R、魅力発信にも貢献できるものと期待しております。今後も地域内の事業者や地域商社との連携、協力を図りながら、本町農業のさらなる発展と活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号6番、安田忠司議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

ご質問いただきました八千代町の農業の現状や取組は、ただいま担当部長から詳細にわたり答弁をさせていただいたところでございます。中にデータ等も示させていただきました。近年、アジア圏の大幅な人口増加というのは、これ爆発的な人口増加です。インドが14億人から24億人、中国が14億人から20億人という形で増えていく。そして、国際情勢の変化や地球温暖化等の気候変動による災害の頻発化や激甚化などから、近い将来、食料を安定的に確保することの重要性が改めて認識されているところでございます。

一方で、農業者の高齢化や減少による労働力不足、燃料を含む輸入飼料や肥料等の価格高騰などが大きな問題となっています。当町の令和4年度の農業産出額は、全体で238億7,000万円を誇り、茨城県内第5位、野菜部門においては170億3,000万円で茨城県内第2位、全国でも第8位の全国有数の葉物野菜大産地という形でございます。白菜やキャベツなどの葉物野菜やメロン、肥土梨など全国でも上位に位置づけする農産物も多数作付されており、伝統に培われた八千代町農業が魅力あるものとして認識されており、もうかる農業として成長産業となれるよう、引き続き様々な事業に取り組んでいく必要があると考えております。首都圏から60キロの位置にありまして、今度運送法の改正等もございます。その中で、東京大田市場の方が言うには、当町の農業は今大変な注目を寄せられている、期待十分だと、このような話も先週市場のほうから受けてきたところでございます。大いに励まされたわけでございます。

さらに、議員ご指摘のとおり大規模災害が起きた際の食料供給基地として、またこれまで以上に食料を安定的に供給する大きな使命がこの町にはあると認識しております。現在、町では農地活用の地域計画の策定に向けて、小学校区ごとに農業の担い手や土地改良、農協、県、農業委員会など地域の農業関係者との話し合いを進めております。この計画は、将来の八千代町の農業を見通して大変な計画、位置づけになるというふうに思っておりますので、ここが力の入れどころと考えてございます。話し合いにおいては、担い手対策、農地の集約化、新たな品目の導入、基盤整備、鳥獣被害対策、6次産業化等への取組などについて検討してまいります。農業の未来を守り、次の世代へ農地を着実に引き継ぐための地域計画を地域の皆さんとともに作り上げ、地域計画の取組をスピード感を持って実行し、さらに強い農業を目指してまいりたいと考えております。

私の農業に対する考え方は、東京大学の鈴木宣弘先生という方がおります。日々日本に対して大変な問題があると警鐘を鳴らしている方でございます。「今だけ、金だけ、自分だけ」と、こういう政策では先がもたない、これ農業の話でございます。そして今、自給率からいいますと、県別の自給率というのも発表されているのです。八千代町は当然100%を超えていまして、第18位ということでございます。上位は200%というのがあるのですが、200%というのは宮崎か鹿児島だったと思います。茨城は18位で、100%を超えています。そして、その先生が何と言っているかといいますと、「農は国の本なり」と、こういう話をしているわけです。日本人は以前から、古くからちゃんと物を食べていた民族だと。そして、300キロぐらいの荷物を平気で担ぐ体力を持っていた。江戸から

大阪を3日で走った。もともと日本人というのは、健康と長寿を大事にする国だったのだ。そういう国で、世界で一番長寿、そして世界で一番栄養状態がいい民族だということをおっしゃっております。そして、農業の力の貢献は大きい。このことを認識しなければならない。これは、私の農業政策に対しても同様の考えでございます。

そして、次に農業の6次産業化、農業生産から加工販売計画、地域商社との連携についてでございます。まさに地域商社のメインの事業が、この農業生産から加工販売、6次産業化でございます。当町においては、近年シャインマスカットやサツマイモなどの高収益作物の導入が進んでいます。特にサツマイモに関しては、干し芋やプリン、ジェラートなど様々な加工品が作られており、ふるさと納税でも人気の品となっています。そしてまた、流通経路については海外への道も切り開いたところでございます。これから八千代町産の野菜やメロン等について、まずはシンガポールを目安に輸出のほうをしていきたいと。これは民間業者の方と連携して進めていくという形になります。

当町には優れた技術を持った農家の方々が大勢いらっしゃいますが、今後さらに新たな作物の導入を進めていくに当たり、加工という受皿があることは、失敗を恐れずチャレンジできることにもつながりますので、非常に重要なことであるというふうに考えております。今年度グリーンビレッジ内の加工施設を改修する予定でございますので、地場産品等を活用した加工品の開発がより一層進むと期待しております。そして、これらを地域商社であるはなまるB A S Eが中心となりまして、地域内外への販路を開拓するふるさと納税の返礼品として取り扱うことで、メイド・イン・八千代を全国に発信してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

6番、安田忠司議員。

6番（安田忠司君） ありがとうございます。力強い町長のふるさと納税と地域商社の販売のほう、これ合わさると全然単価が違うと思うのです。

それと、本来であれば、これ皆さんにお配りしたかったのですが、日経の新聞のこれが6年の5月22日に出たやつなのですが、米が物すごく高騰していると。これ日経の新聞で、何で米が高騰しているのかということになってきますと、去年の夏が異常気象で、去年の夏、1年間で米が高騰するほど、1年の災害で高騰するほど、単価が高いときで2万6,000円ぐらいになってしまったということです。現在は、ちょっと下がったと。そう

すると、1年で2万6,000円にもなって、恐らく……

（「何キロで2万6,000円」と呼ぶ者あり）

6番（安田忠司君） 60キロで2万6,000円。最初の出来高の頃は、買上げが1万二、三千円だったのです。だから、倍以上になっていると。今はちょっと下がったということなのですが、それがこれの日経の、本当は議員の皆さんにも見てもらいたかったのですが、何か日経新聞の今度情報のほうの管理面が厳しくなって、茨城新聞も日経新聞も皆さんに配れないのだというようなことなのです。

そのようなことで見てもらえないのですが、それと先ほど地震のことを言ったのですが、これやはり日経の記事なのですが、東京から沖縄までこの地震、東南海トラフの危機に対してもう対策を打っているというのが現状なのです。そういうふうな中で、やはり地震のことを説明させていただいたのは、八千代町が町長が言われましたように、食料のほうを提供する国策に対しての八千代町が国にとってもなくてはならない町になる、そういうふうな政策も立てられるのではないかと。38%から45%食料の増産体制を取るということになれば、ただではできないですので、政府も相当の予算組んでいると思うのです。だから、そういうふうな政府のほうの国のほうの予算、県のほうと連携をしまして、合理的な農業生産を上げるための農地の基盤整備、集約、これをぜひ進めていきたいと。

それで、問題点が2つほどございまして、早急に取り組まないと間に合わないのではないかなというような点が2つあるのです。それはどういう点かというと、1点は山川沼が昭和46年に基盤整備を行いまして、50年以上たっているのです。50年以上たってしまして、給水と排水、それがもう相当傷んでいると。恐らく少しの地震でも、この前の地震でも大分傷んだのですが、設備の交換とか修繕が大変になってくるだろうということが予想されるのです。全体で500ヘクタールぐらいあるわけですので、そういうふうな事情なのです。

それと、山川沼の基盤整備をしたときの費用はもう完済したのですが、現在管理費用というのが10アール当たり、1反ぶり大体1万円、それと吉田用水の費用が6,000円ぐらいにかかっているのです。だから、10アール当たり1万6,000円、これは作っても作らなくてもかかる費用なのです。これは永久的に払わなくてはならないと。恐らくこの管理費も、今の状態では値上げをしなくてはならないかなと。なぜかという、そういう給水とか排水なんかが傷んでいます。修繕をしなくてはならないと。そういうふうなせっぱ

詰まった状態になっているのです。

そういうふうな事情がありまして、早急に、恐らく今担い手農家の、部長から説明があった、これもかなり高年齢化になってきますと、国のデータでいうと八千代は高年齢化になっていないということなのですが、8割も減るというふうな状況で、これは若くても採算が合わないという経営ができません。だから、そういうふうなことで合理化をした形で収益性を上げると。それには、先ほど赤塚議員さんのほうからも話出たのですが、人間も暑くて参ってしまうのですけれども、お米とかキャベツとかレタスも暑くて参ってしまうのです、今。収穫をして収めるまでに、保冷库がないために常温で保管しているのです。そうしますと傷んでしまって、お客さんのところに届くまでには相当やっぱり傷んだ状態で供給されるような、そういうふうなことになりますと信用もなくなりますし、だからこれも早急に町全体として国のほうの補助を活用して、農家に対する支援体制、これを確立して、希望のある農家と連携して保冷库の整備とか機械の整備、倉庫の整備なんかも必要になってくるのかなというふうに思いますので、その点分かる範囲内でお聞きしたいと思いますので、お願いをしたいと思います。その2点ほどです。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 安田忠司議員の質問にお答えいたします。

先ほど議員さんのほうから、山川沼のほうで昭和46年に整備して、50年以上経過しているというようなことでございました。先ほど私の答弁のほうでもありましたが、町の全体の土地改良をやった中でも、やっぱり整備から期間経過して、施設の老朽化も進んでいる。また、突発的な事故も発生するというようなこともございます。土地改良区に對しまして、町のほうでは助成をしているようなところもございますので、土地改良区のほうから要望があれば、その助成の検討などもしていくことになるかと思います。

あと、担い手のほうの育成ということですが、やっぱり先ほどの答弁のとおりになってしまうのですが、認定農業者の方、ここ10年260から270事業体で推移しているということです。認定農業者の方を中心に担い手が続いていくように、町のほうとしては支援のほうをしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。お願いいたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長（野村 勇君） ただいまの安田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、山川沼の500ヘクタール、500町歩、この件からでございます。安田議員から、将来を考えてという話が出ました。私は、そこに不足しているものがあるというふうに思っています。それは、将来のためという形であると、そこだけでは恐らく生産農家の人を説得できないのではないかなというふうに思っています。それは、安田議員も十分承知だと思います。結局需要、そして農業者の気持ち、そしてまた収支、こういういったものがそろわないと説明ができないのではないかなというふうに思っています。やっぱり将来も農業で食っていく、そういう人たちがたくさんいて、そこを近代化を図りながら、機械化を図りながら農地を守り、農業を守り、そういう意気込みがある人がたくさんいないと、恐らく土地改良をやりましょうと声かけても反対されたりするのではないかなと思います。

私が1つ思い出すのは、昭和50年当初の話になります。当時、恐らく今の野方地帯においては、今のような農業が確立されていませんでした。そして、国営事業として霞ヶ浦用水事業を持ってきました。そして、畑地帯総合整備事業をやって将来に備えましょうと。まさに、今と同じような話のスタートだったわけです。そして、地元の農業生産者の方、県の方、国の方、役場、八千代町の議員さん、みんなそろって唾を飛ばしながら激論をして、ああでもない、こうでもない、誰がそんなことをやるのだ、大変なお叱りを受け、そして討論の中で霞ヶ浦の水を持ってきて畑地帯総合整備事業をやって、そして生産農家の皆様の努力によって、今まさに全国8位の葉物野菜の産地という形になっています。

私はこのことを考えますと、これから今度は稲作地帯がそういうことをやっていかなくてはならない時期に、今まさに来たのであろうなというふうに思っています。稲作地帯において、皆さんが知恵を絞り、そして時には口論し、熱く語り、そういう形の中で新たな農業というものを展開していかなければならないのではないかなというのが私の考えでございます。安田議員のほうから、八千代町は国にとっても大事な農業の地域だと確立しなければならない、まさにそのとおりであります。そしてまた、白菜においてはそのような形になっておりまして、八千代町が秋冬白菜作らないと、東京の人は白菜食べられないと。ほかの産地が出てくるかもしれませんが、今そういうことになっている。設備の投資も必要であります。後継者の育成も必要であります。そしてまた、大事

なのは、収支の取れる稼げる農業にしなければならないということで私は考えているわけでございます。農業を守るというのは、先ほど私が申し上げましたとおり、国を守るという形になりますので、安田議員の500町歩については、大変な大がかりな話になります。これ八千代だけではなくて結城の方も関連してくる、上流である結城の方も関連してくるわけですが、その地域の方々が本当に農業を守るのだ、食料の自給を支えるのだ、そういう気持ちがないと、これはできていかないという形になります。

そういう中においても、八千代町のほうにおきましては、他産地に比べれば後継者もおります。そして、外国人の方の労働力によって大変な農業の産地が確立されているわけでございます。これから新たな農業への挑戦という形にもなりましょうが、既に条件は八千代町としては今そろっている形の中で、それをいかに継続していくかというのが問題になってくると思います。議員の言われるとおり、政府の流れに沿った中で国や県との連携を図りながら、この八千代町の大きな力である農業というものを守り育てていく、そして孫子につなげる、そういう考えを私は持っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に再々質問ありますか。

6 番、安田忠司議員。

6 番（安田忠司君） ありがとうございます。ちょっと時間の関係で、質問というより町長に国のほうの方針と、災害が起きなければ何も進まないのではないのかなというような自分も考えするのですが、起きてからでは遅いのです。地震も台風も大水もそうなのです。この前の鬼怒川の災害でも、まさか土手が切れるとは誰も思っていなかったと思うのです。あんなに大雨が降るとは思っていなかったですから。それも、地震も同じようなことが言えるのではないかと思うのです。想定で言う内容なのですが、これ時間がないので先ほどの質問には入れなかったのですが、恐らく起きると日本は壊滅的な被害になってしまうだろうと。そのときでは遅いのです。だから、今から国のほうも農業生産を上げるというような、時期的にはちょうどいい時期ではないかなと。

日経新聞でも、先ほど出ている記事を述べさせてもらいましたけれども、やはり東京から沖縄まで全部地震対策をしているというふうなことなのです。この地震の場合はちょっと言わなかったのですが、死者がもし起きると50万人以上が亡くなるだろうと。それと、被害総額は2,500兆円ぐらい起きると。細かい文章は時間がないので言えないのですが、最終的に経済大国と日本は恐らく今言っていますけれども、東京から名古屋、そ

れから大阪、神戸、九州まで行きますと、日本がもう壊滅的な被害で再興ができないのではないかなというふうなことが新聞社の記事にも出ているのです。そういうふうな記事が流れておりまして、生産性も大分38%まで下がっていると。これから生産性を上げなくてはならないというような政府目標もありますので、ぜひ八千代町でも町長が言われましたように、全国で8位というのは、これはなかなかできる数字ではないと思うのです。生産体制もね。

だから、そういうふうな中で、やはりなくてはならない八千代町、消滅自治体というような新聞にも載った、やはり宣伝されていますので、ぜひ八千代町が反映して食料基地として供給できるような、そういう体制を取っていただけるよう、皆さん力を合わせて頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（上野政男君） 以上で6番、安田忠司議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前10時40分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開をいたします。

（午前10時55分）

議長（上野政男君） 次に、12番、水垣正弘議員の質問を許します。

12番、水垣正弘議員。

（12番 水垣正弘君登壇）

12番（水垣正弘君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問は、町内への宿泊施設の整備についてであります。先日、有識者グループである人口戦略会議は、人口問題研究所の推計を基に20代から30代の女性の数、いわゆる若年女性人口の減少率を市区町村ごとに分析し、2050年までの30年間で若年女性人口が半数以下になる自治体は、全体の4割に当たる744自治体であり、これらの自治体はその後人口が急激に減少し、最終的に消滅する可能性がある消滅可能性自治体として発表されました。今回新たに消滅可能性自治体と指摘された数は、全国で99自治体あり、残念なことに我が八千代町もその中に含まれております。野村町政の下、人口減少

対策に様々な取組を行っている中、ショッキングな出来事でありました。

県北の高萩市におきましても、消滅可能性自治体となっており、かつては観光のまちとして栄えましたが、人口は減少傾向で、今では2万7,000人ほどとなっております。太平洋に面し、夏は海水浴やサーファーなどのマリレジャーを楽しめるほか、内陸部につきましては紅葉の名所で知られる花貫溪谷もあり、観光資源に恵まれていることから、近年観光振興に力を入れております。しかし、そんな高萩市が頭を悩ませているのが宿泊施設の少なさであります。海も山もあるけれども、宿泊施設がないことから、観光客が訪れても日帰りで観光するか、市外の施設に泊まってしまうため、市内の経済効果につながらないという悩みがあるそうであります。

同様に当町に目を向けてみますと、グリーンビレッジという観光施設があり、全国に誇れる農業が盛んな町で、近年においては工業団地への企業誘致や外国との交流などにより産業が活発化され、人の流れも生まれつつありますが、町内にある宿泊施設はビジネス旅館幸さんと、グリーンビレッジ内のコテージのみ、人が八千代町にとどまることが難しい状況であります。近年のマスメディア、ネット社会の進展に伴い、八千代町のローカル資源もテレビやネット上などで取り上げられる機会が多くなり、たくさんの人が八千代町に関心を持ち、八千代町に行ってみようと思われております。しかし、交通手段や宿泊施設がないことから、気軽に観光するというハードルは高くなってしまいました。もし気軽に泊まれる魅力的な宿泊施設があれば、旅行がてら行ってみようという行動の後押しになるものと考えます。

そのような中、近年コンテナホテルが宿泊施設として注目を集めております。茨城県内においても、斬新な外観と上質な空間を持ち合わせたコンテナホテルが増えており、この近辺では古河市、そして結城市、また境町などで見かけております。コンテナホテルは、建築コストが安いことから低料金で利用ができ、利用頻度によって客室数を増減できること、そして災害用の緊急避難所や、どこへでも移動できるメリットがあります。もしコンテナホテルをグリーンビレッジ周辺に誘致することができれば、町にとっても宿泊施設があることで、遠方や県外の人を呼び寄せることが可能になり、ひいては地域経済を活性化させ、地域の魅力を発信し、ローカル資源の活用につなげることができると考えております。

そこで、伺いをいたします。当町においても、地方創生の起爆剤としてグリーンビレッジ周辺にコンテナホテルを誘致し、町施設と併設することで町側と企業側とも相乗

効果が見込めるものと考えますが、この点についてどのように考えているかをお伺いいたします。また、ホテルの誘致に当たっては、企業側は集客の見込みがなければ進出はしてきませんので、八千代町においてはどのような需要が見込めるのかも併せてお伺いをいたします。

次に、２点目の質問は、憩遊館の再整備計画についてであります。八千代グリーンビレッジ内にある憩遊館は、農業構造改善事業により整備され、平成９年度にオープンし、以来町民の憩いの場として、また都市と農村の交流拠点として多くの皆様にご利用いただき、開館当時は年間10万人を超える入館者があり、大変にぎわっておりました。その後、近隣に同様の新たな施設ができたことや、施設の老朽化が進んできたこと、さらにコロナ禍の影響などにより休館を余儀なくされ、３万人を割る年もありましたが、関係者の並々ならぬご努力により、現在では５万人前後まで回復しております。しかしながら、築30年近くが経過しているため、設備の定期的な修繕が必要な状況であることは変わりありません。そのような中、昨年の９月、10月には２か月をかけ、施設の長寿命化を図るため、大規模改修を行ったところです。今後におきましても、老朽化の状況と利用状況を踏まえて、定期点検や計画的な修繕を適宜実施し、長寿命化を図っていく必要があるものと考えます。

また、管理運営面におきましては、グリーンビレッジは指定管理者制度を導入し、一昨年から民間目線による運営改革を行うべく株式会社クリーン工房が運営しております。憩遊館は集客施設でありますから、多くのお客様に来ていただくためには、利用者が安全に、そして快適な時間を過ごすことができる施設として、設備の保守点検、定期的な修繕、機能向上に向けた維持管理を適切に行っていくことはもちろん、最新の設備の導入や、人を呼び込むための八千代町独自の特徴ある取組が肝要であると考えます。季節ごとのイベントや、定期的なマルシェの開催など、指定管理者や地域おこし協力隊、民間団体の力により、これまでにない取組を行っているところでありますが、施設整備と併せて管理運営面において、まだまだ改善の余地があるものと考えます。

そこで、お伺いをいたします。憩遊館の老朽化対策と新たなにぎわいの場づくりを含めた再整備計画について、今後の予定と方向性をお伺いいたします。グリーンビレッジ宿泊施設の整備、また２問目の憩遊館再整備計画についてお話をさせていただきましたが、答弁者の答弁を聞いた後、再質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号12番、水垣正弘議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私からは、憩遊館の老朽化対策とにぎわいの場づくりについて、計画と現状について主にお答えいたします。八千代グリーンビレッジ憩遊館は、議員質問の中にありましたように、令和4年4月より株式会社クリーン工房を指定管理者としまして業務を委託しております。今年度で3年目を迎えております。これまで八千代町の玄関口としての役割をしっかりと果たすため、民間の持つノウハウを生かしながら、機能性やサービスの向上、にぎわいの創出や情報発信の強化を図ってまいりました。

初めに、令和5年度の施設の利用実績についてご説明いたします。まず、温泉の利用者数は5万3,555人で前年度より4,867人の増、対前年度比で109.9%、入湯税でございますが、766万2,600円で262万7,700円の増、対前年度比で152.1%となっております。そのほかキャンプ場の利用件数は3,388組で721組の増、対前年度比は127%、コテージは529組で133組の増、対前年度比で133.5%、バーベキューは357組で270組の増、対前年度比が410.3%となっております。そのほかレストラン、売店などの利用件数も増加しております。利用件数の増加に伴い売上げについても総じて増加している傾向にあります。令和6年度、今年度の4月、5月の利用実績を見ましても、前年同月比で増加しているというような状況でございます。

それでは、老朽化対策とにぎわいの場づくりについてご説明させていただきます。初めに、老朽化対策でございますが、憩遊館は平成9年に八千代グリーンビレッジの中核となる総合交流ターミナル施設として誕生いたしました。以降、今日に至るまで、町を代表する観光施設として多くの方々に親しまれており、併設するクラインガルテンとともに、地元住民と都市住民の交流拠点として大きな役割を果たしております。しかしながら、完成から25年以上が経過しまして、施設や設備、機器等の老朽化が進んでおります。毎年計画的に修繕、改修等を行っておりますが、中には大規模な工事が必要となるものもございます。直近では、令和元年度に源泉のポンプ制御盤の改修工事、令和2年度に熱源機器改修工事、令和4年度に源泉井戸しゅんせつ工事などを実施しております。令和5年度には、浴室等改修工事としまして、浴室、ロッカー室、サウナルーム等の大規模改修を実施いたしました。これらハード面の整備による施設のリニューアルを行っ

たことにより、確実に集客は増加し、利用者の満足度向上にもつながっているものと考えております。

今年度につきましては、大規模な改修等は予定してございませんが、浴槽の滅菌ポンプの交換、エアコンの室外機更新など細かな修繕を行います。また、来年度予定しております貯湯槽の改修工事に向けた設計を行っていくという予定となっております。今後につきましても、利用者の皆様に安心安全な温泉を楽しんでいただくことを第一に考え、施設の現状をよく確認し、優先順位をつけながら計画的な修繕、改修等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、にぎわいの場づくりについてでございますが、今年度よりこれまで地域おこし協力隊の主催によりまして、毎月第2土曜日に開催していたミニマルシェ「やちまる」ですが、これを引き継ぐ形であおぞら市場を開催してございます。また、グランピング施設等を運営する民間企業との連携をしまして、キャンプ場を体験イベントの場として提供、利用していただくことで町外からの集客増加及び施設の知名度向上を図っていくほか、イベント開催に合わせて地域内におけるイチゴ狩り体験やタケノコ狩り体験などを実施することで、地域の魅力発信にもつながってまいります。また、昨年11月のリニューアルオープン時に開催し、非常に好評だった大規模イベント、八千代の秋～ファイアースピリッツ～について、今年度も開催を予定しているというようなことであり、町のにぎわい創出に貢献し得るものと考えております。さらには、何年もの間利用がされていなかった憩遊館内の旧そば処についても、民間事業者との連携によりまして、この6月から飲食の提供を再開しております。これにより、平日と夜についても館内で飲食が可能となるほか、休止していた宴会の対応についても再開できる見込みであり、施設の利用促進につながるものと期待しております。

徐々にはありますが、グリーンビレッジにおいては従来のにぎわいを取り戻すべく、変わりつつあるものと認識しております。今後につきましては、議員のご提案を踏まえ、現状の資源、こちらを最大限活用し、地域の文化と費用対効果なども見極めつつ、地域の特性を踏まえた活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、議員各位のご理解とご協力をお願いしまして、答弁といたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号12番、水垣正弘議員の通告による一般質問にお答えをさ

せていただきたいと思います。

宿泊施設機能の話の前に、ちょっと背景を先にお話をさせていただきたいと思います。初めに、本年4月に人口戦略会議が発表しました令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートにおきまして、消滅可能性自治体として全国で744自治体が指定されました。茨城県内では、当町を含む17自治体が指定されています。内容につきましては、議員が先ほどおっしゃったとおりで、二十歳から39歳の若年女性人口が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する見込みの自治体を消滅可能性自治体としております。ここで人口戦略会議が推計しました若年女性人口減少の分析を見ますと、転入転出の影響を排除し、出生と死亡だけの要因で人口が変更すると仮定した封鎖人口推計結果では、30年間で29.7%減少であり、県内の自治体と比較しても決して悪くない数値を示しております。ここに転入転出の影響を加味した移動想定推計結果の数字を見ますと52.7%の減少となり、半減である50%を上回る減少率と、このような形で消滅可能性自治体という形になったという形でございます。

ここから見える課題は、当町における人口減少対策としては転出者を減らし、そして出生数、転入者数を増やす、この施策が重要であるということであります。このことは、私が町長に就任して以来、ずっと危機感を持って、きちんと数字を持って町民の皆様に説明を続けてきたところでございます。そして、対策も行っている中でございます。代表的なものを申し上げますと、出産子育て奨励金の支給や18歳以下の医療費の無償化、学校給食費の無償化、これ小中ともにです。あと結婚新生活応援事業、転入者住まい応援事業などがございまして、ほぼ隣接の自治体あるいはそれ以上の体制を整えてきているわけでございます。多くの方から、消滅可能性自治体になって大丈夫かというようなことを言われます。挨拶の中で、私は簡単に消滅はしませんよということを述べているわけでございます。

現在進めています子育て世代移住促進住宅の整備につきましては、まさに子育て世代となる若年女性の転入の受皿を整備する事業という考えでございます。また、関係人口の創出ということにおきましては、クライנגルテンが事業開始以来、常に20棟全て満室の状況で、東京、埼玉などの首都圏の方が当町での二地域居住を楽しんでいる中でございます。ふるさと納税につきましても、昨年度16万3,542件という多くの方のご寄附をいただいております、多くの方に当町の魅力を発信しているところでございます。また、若者が中心になって開催されております音楽イベント「やちおん」や、地域おこし協力隊

によるイベント「やちまる」などにより、町外から誘客数も増えていると感じています。このような背景を見ますと、そろそろ、いよいよといいますか、宿泊機能を町に備えるときが来たのではないかなというふうに考えているところでございます。行政が先に動き、民間を刺激したいという考えでございます。

このような状況の中、議員ご指摘のとおり、宿泊施設の不足により当町への来訪者が町内にとどまることが難しい状況であることは認識しています。八千代町が誇る観光施設であるグリーンビレッジには、宿泊施設としてコテージが5棟ございます。4人棟や6人棟、8人棟ということで、ファミリー層や団体客を対象としておりますので、単身者や少人数で利用できる宿泊施設が併設されれば、グリーンビレッジでの過ごし方に多様性が生まれ、その活用のバリエーションも増えるものと考えております。

一方、ビジネスや出張、こういったときの中継的な需要に応える宿泊施設というもの町にはない、そういう弱点がございます。そこで、注目したのがコンテナホテルという形でございます。近年、近隣市町村でも増えておりますコンテナ型の宿泊施設につきましては、建築コストが抑えられることのほか、低額で手軽に宿泊できること、トレーラーなどで移動が可能のため、災害時の避難所としての活用も期待できるという形で考えてございます。既に民間事業者のリサーチの話も受けております。コンテナホテル八千代での可能性を話し合ったところ、温泉を備えたものは近くにない、八千代町でコンテナハウス、ホテルをやるについては相応の採算性も見込める、かなりの期待が持てますよと、そういう話をリサーチの段階では受けております。グリーンビレッジ周辺は市街化調整区域でありますので、どのような手法であれば宿泊施設の建設が可能となるかなど、県の担当部署と協議を行いながら、宿泊施設の誘致、建設を進めてまいります。話の中としては、コンテナホテルにはビジネスマンの中継としての需要があるよと。そしてまた、温泉を含んだ地域でやるに当たっては、面白い取組になるというふうな考えでございます。

次に、憩遊館の再整備計画についてのご質問であります。老朽化によりまして昨年浴室等の改修を行ったところではございますが、今後は新たな客層の拡大を目指して機能性向上のためのイノベーションが必要であると考えております。大事な町の財産でございますので、守り育てる中で、その時期も先ほどのコンテナホテルと同様に、そういう時期が来たのではないかなということを考えております。例えば町民の利用者に対しては、健康管理施設として機能向上を図るため、デジタル機器を用いて一人一人の

血圧や心拍数、体重のデータ管理や、そのデータを基にした医師との遠隔診療などにつながるような施設、こういったものを考えられるのではないかなと思います。さらに、eスポーツとしての拠点としての機能もよいと、このようなアイデアも出ております。観光客に対しましては、コロナ禍でのキャンプブームによりまして、キャンプ場やコテージの利用者が大幅に増えております。キャンプ時や、温泉にゆっくりつかっていただいた後の隙間時間に、リモートワークによる仕事もできるワーケーション施設としての機能向上を図ることも考えております。

このようなデジタルを活用した施設のリノベーションは国も支援しておりますので、デジタル田園都市国家構想交付金、このお金を使いまして、今定例会でご承認いただきました補正予算、地方創生拠点整備事業設計業務委託、これによりまして専門知識を持つ方との相談をまず進め、再整備事業の具体案を作成していきたいと思います。狙いとしては、長時間滞在できるにぎわいの場づくりという考えになろうかと思います。この再整備により、質問にありました宿泊施設の集客に対する需要につきましても見込めるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

12番、水垣正弘議員。

12番（水垣正弘君） いろいろ町長からも憩遊館の整備についての今後の大きな目的、そして事業に対する内容が説明されました。いろいろな補助事業、事業コストを使って、できるだけ多くの皆さん方がこの施設に来て本当によかったというふうに思われるような今後の対応、対策を取っていただきたい、このように思っております。

また、青木部長に、今ゴルフ場のほうから憩遊館に入っていくと、左手に遊具の施設が前あったのですが、その遊具が全て壊れてロープが張ってあるというふうなお話を町民の方々から言われました。できるだけ親と子、そして家族ぐるみで憩遊館に来ていただくような状況で、再度子どもたちが遊べるような居場所づくりも検討していただければというふうに思いますので、青木部長、その旨お願いを申し上げます。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 水垣正弘議員の質問にお答えいたします。

憩遊館入って、通っていった左側の築山とかあるところにあった遊具とか、全部なく

なっているというようなことで、再整備どうかというようなことかと思いますが、議員さんのお話にありましたように、大人から子どもまで、また子どもの方が楽しんでいたけるような施設というようなことかと思いますが、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（上野政男君） 最後に再々質問ありますか。

12番、水垣正弘議員。

12番（水垣正弘君） 終わります。

議長（上野政男君） 以上で12番、水垣正弘議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

（午前 11 時 30 分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開をいたします。

（午後 1 時 00 分）

議長（上野政男君） 次に、1 番、赤荻妙子議員の質問を許します。

1 番、赤荻妙子議員。

（1 番 赤荻妙子君登壇）

1 番（赤荻妙子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に伴って一般質問を3点行います。今日は暑い中、お忙しい中来ていただきまして、本当にありがとうございます。

通告1の軟骨伝導イヤホン導入についてお聞きします。第3の聴覚経路として注目されている軟骨伝導イヤホンとは、耳の入り口付近にある軟骨を振動させ音を伝える仕組みで、平成16年に奈良県立医科大学の細井裕司学長により発見されたものです。現在、高齢者の方や難聴者の皆様がいきいきと活躍できる社会の実現に向けて、医学知識や技術を地域経済に生かす取組が進められています。円滑な意思疎通を図るツールの一つとして、軟骨伝導イヤホンは耳の周囲の軟骨に振動を与えて音を伝える仕組みで、耳の奥に何かを入れることなく、耳に軽く当てるだけで利用できるため、片耳だけでも聞こえやすく、装着時の不快感が軽減されるようです。マスクをしての会話でも、音量調整ができるため聞こえやすく、雑音を取り除く機能があり、小さな声でもはっきりと聞こえ

やすくなるため、個人情報へのプライバシー保護のため、窓口業務への時間短縮になるのではないかとされます。

東京都狛江市は、2023年6月に全国で初めて導入され、テレビでも報道されたことで反響がありました。装着された市民の方は、よく聞こえる、個人的に購入したいと言われていたそうです。耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取るため、市役所の市民課と福祉総合相談窓口で軟骨伝導イヤホンを導入しました。窓口業務の時間短縮も見込まれ、今後は高齢者の方が利用される施設の導入も検討されるようです。軟骨伝導イヤホンを窓口を設置することにより、マスクの装着やパーティションの設置により大きな声で会話をする事で個人情報を聞かれるリスクの軽減を図れることで、高齢者の方が安心して窓口に来ていただけるよう住民サービスの向上にもつながると確信いたします。今後、高齢化が急速に進み、窓口での説明が聞こえづらい町民が多くなるため、対応も急務になると思われます。そこで、現在本町窓口に来庁された高齢者、難聴者への、会話が聞き取りにくい皆様への対応を教えてください。

まだまだ導入されている自治体は少ないですが、茨城県では日立市役所に令和6年2月26日より軟骨伝導イヤホンを導入しています。実際、日立市役所に行き装着してみたのですが、雑音もなく、よく聞こえ、日立市でも他の支所にも配置してほしい、また案内所でも貸出ししてはどうかと市民の皆様にも好評だそうです。これからのコミュニケーション向上の理解につながればと考えますが、見解をお聞きます。

従来の骨伝導より痛みや音漏れが少ないといった利点があります。価格は1台3万円弱と安価のため、導入されたそうです。軟骨伝導の活用で、難聴に困らない社会の実現が認知症の克服にもつながると思います。今後、窓口でのサービスの一つとして検討されるのか伺います。

近年、共働き世帯の増加に伴い、子どもが病気になったときに、親の代わりに保育する病児保育の需要が高まっています。体調を崩している子どもを預けられる場所が身近にあることは、保護者が安心して働けることにもつながるでしょう。病児保育とは、体調を崩した子どもを保護者の代わりに一時的に預かって保育することです。共働き夫婦や独り親家庭の場合、子どもが突発的に病気になっても子どもの側にいられないこともあるでしょう。また、子どもの看病のために仕事を休むことが難しい保護者の助けにもなると思われます。利用対象者となる子どもの年齢は、おおむねゼロ歳児から小学校6年生までの子どもを預かっています。厚生労働省の資料によると、利用している児童

数は、平成28年度は約88万人、平成30年には100万人を超えています。2年間で12万人以上も利用者が増えていることから、病児保育の需要が高くなっていることが分かります。また、年々病児保育事業を実施している施設の数も増えていることから、これからも利用者が増えることが予想されます。共働き世帯の増加に伴い、病児保育が求められることはますます多くなるでしょう。現在、病気になった子どもへの支援について教えてください。

必要とされる理由として、親が仕事などで病気の子どものを見ることができないときに利用します。小さな子どもは免疫力が少ないため、気をつけていても体調を崩してしまうことがよくあります。一般的に、37.5度以上の発熱があったときや感染症にかかった場合は、保育園に預けることができません。現在、結城市の城西病院にあります病児保育は、病気の急性期にある子どもを預かる一方で、病後児保育は回復期にある子どもを預かる事業です。回復期とは、急性期、感染力が強い時期を乗り越えて、安静に過ごすことで病状が悪化することが少ないと判断された時期のことです。麻疹、風疹、水疱などの病気によっては、預かることができない場合もあります。病気やけがなどが急性期を経過するなど安定した以後の回復期にあるお子さんを一時的にお預かりする事業であり、病後児保育の利用を医師が認めた場合に、看護師等がいる保育所併設施設などでお預かりする事業になります。家族への負担軽減について、利用された家族の意見として、保育士や看護師など専門職の方に子どものケアをしてもらえるので、保護者が安心して預けることができると言われています。

本町でも、八千代保育園は病後児保育事業をされていますが、預けられるお子様は生後6か月から小学3年生まで預けられるそうですが、未就学児は1日2,000円、5時間1,000円と安価で預けられるのはとても助かると思います。今後、病児保育事業の検討をお聞きします。

次に、ひきこもり支援について伺います。2023年3月に公表された内閣府調査によると、全国の15歳から64歳のうち、ひきこもり状態にある人は推計146万人、15歳から39歳の63%は就労経験があり、職場の人間関係などが原因と見られます。また、40歳から64歳の半数超えは女性、これまで家事手伝いなどに位置づけられてきた人の存在が明らかになり、多様な支援が求められています。厚生労働省は、自治体向けひきこもり支援指針ハンドブックを作成、近年長期のひきこもりによって80代の親と50代の子が孤立する8050問題が深刻化、家族が自治体に相談しても無理解や偏見から窓口をたらい回しにさ

れたり、子育てを責められたりして支援が途絶えるケースが少なくありません。ひきこもりは甘えだとして自立を強いるような風潮に対し、人として尊厳ある存在と強調、就労などを一方的に押しつけず、本人の意思を尊重し、自立の力を中心に置いた支援が求められます。さらに、状況が変わらなくても家族には本人の苦しい思いを丁寧に伝え、なぜ動き出せないのかを考えてもらうチャンスにするべきだと指摘。本人と家族の考えは異なるとした上で、家族全体への適切な支援が求められています。本町の現在ひきこもりの支援を教えてください。

2019年、76歳の農林水産省元事務次官が、44歳のひきこもりの息子を刺すというショッキングな事件が起きました。その背景として、息子が14歳のときに授業についていけないいら立ちを母親に暴力を振るったことがきっかけに、だんだんと引き籠もるようになり、30年の月日がたっていたそうです。その間、就職をしたり一人暮らしを経験したりと社会に打ち込む努力はされたのですが、最後は父親が社会に迷惑をかける行いだけは許せなかったという理由で包丁を振り下ろし、あやめてしまわれたと言われています。後悔しか残らないと思われますが、そもそもひきこもりは悪いことなのか、当事者は今は疲れ切ってしまったので、しばらくそっとしておいてほしい。安静に過ごす中で活力が取り戻されれば、自然と動き出す日が来るかもしれません。その可能性を信じることはできないでしょうか。心配からであったとしても、周りががなり立てることは当人を傷つけ、疲弊させるばかりで、かえって引き籠もっている状態を長引かせることになりかねません。心配と不信は紙一重ですが、痛ましい事件に発展するおそれを未然に防ぐため、今後親子の自立への一歩になるため、本町としての考えをお聞きます。

東京都江戸川区では、15歳以上を対象に行った全世帯調査で、ひきこもり状態の人が少なくとも7,919人に上るとの結果を受け、2023年11月にひきこもりサポーター条例を制定、当事者の声を反映し、1、居場所に併設した駄菓子屋での就労体験、2、インターネット上の仮想空間メタバースを活用した居場所、3、15分間の超短時間でも働ける仕事紹介、4、ひきこもりの人と家族のための対話交流会を行っているそうです。ただ、肝に銘じなければいけないのは、自分の中で折り合いをつけるのは自分であり、そこには立ち入ることはできません。生き方そのものには口を出さず、生きることをめぐる葛藤と向き合うことを妨げるものを取り除いていく、ひきこもり支援はそういうものであってほしい。何よりひきこもりが軽視される中では、そのまなざしと闘うだけで疲弊してしまいます。私たち一人一人が自らの当たり前と向き合うきっかけになればと思います。

ます。本町の今後のさらなる支援への取組を教えてください。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

私からは、軟骨伝導イヤホンの導入について答弁をさせていただきます。初めに、高齢者や難聴者への窓口対応についてということでございますが、八千代町におきましては高齢者や難聴の症状をお持ちの方が窓口に来庁されるケースでは、現状においてはご家族の方などと一緒に来庁される方が多く、その家族の方を通して職員と意思疎通を図りながら手続を進める場合がほとんどではないかなと、このように認識をしているところでございます。その一方で、高齢者や難聴の症状をお持ちの方が一人で来庁される場合、来庁者お一人お一人の状況に合わせまして、声の大きさですとか、話す速さなどを調整したり、場合によっては筆談などを交えて説明するなどの対応をしている状況でございます。また、内容によって個人情報への配慮が必要な場合、相談室など別の部屋へ案内して対応する、このようなケースもございます。また、戸籍住民課においては、マイナンバーカード等の申請、受け取りに来庁された際、手続のやり方を分かりやすく記載したチラシやパンフレットなどを使って説明するなど、目で見て確認してもらえるようなコミュニケーションを用いて案内するなどの対応をしているところでございます。このようにしまして、高齢の方や難聴の症状をお持ちの方が来庁された場合もスムーズに手続ができるよう、町民の方に寄り添った行政サービスを心がけるように努めているところでございます。

続いて、コミュニケーション向上、理解についてということでございますが、高齢の方や難聴の症状をお持ちの方とのコミュニケーションには配慮が必要であると、このように認識をしております。お客様が聞こえにくいというようなことで、職員に対して聞き返すことをためらってしまい、手続の内容が分からないまま進んでしまう、このようなことがないようお客様の状況をよく確認し、状況に合わせて十分な説明を行い、お客様が納得して手続を行っていただけるよう配慮をしているところでございます。

3つ目の、今後の軟骨伝導イヤホンの導入の検討についてでございますが、赤荻議員がおっしゃられますように、軟骨伝導イヤホンは耳の周囲の軟骨に振動を与えて音を伝える、このような新しい技術で、本町におきましても高齢の方や難聴の症状をお持ちの

方をご案内する際の新たなコミュニケーションツールとしての活用が期待できるものと考えております。職員が大きな声を出さなくともお客様に伝わる、このようなことから個人情報保護の観点においても優れた特性が発揮できる可能性がある、このように認識をしております。また、その一方で最新の技術を使用した機器ということもございしますので、今後はほかの自治体の導入の状況、また既に導入した自治体の実績などを注視しながら、本町においても軟骨伝導イヤホンの導入について調査研究を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 1 番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私からは、ご質問の 2、病児保育事業についての（1）、現在本町の子育て支援についてでございますが、病児保育事業の概要と本町の現状につきましてご説明をさせていただきます。議員のご質問の中にもございましたけれども、病児保育とは子どもが病気の際に就労等で自宅での保育が困難な場合に、病院及び診療所や保育所等に付設されました専用のスペースで看護師や保育士によって一時的に保育する事業でございます。県内の病児保育事業の実施状況としましては、令和 5 年度時点で 22 市町村の 27 施設で実施しております。22 市町村の 27 施設でございます。八千代町におきましては、病児保育事業につきましては現在のところ実施しておりませんが、病気の回復期の子どもを一時的に保育する病後児保育事業を、議員のおっしゃいましたとおり町内 1 か所の保育園、こちら八千代保育園になりますが、そちらに委託し、実施をしております。預かれる子どもにつきましても、ご説明のとおり生後 6 か月から小学校の 3 年生まで、保育認定児童については無料、その他は 2,000 円となっておりますけれども、こちらの病後児保育の利用実績といたしましては、令和 3 年度が 3 人、令和 4 年度はゼロ、令和 5 年度が 2 人となっております。

次に、ご質問の（2）、家族への負担軽減でございますが、これまで住民の方から病児保育事業について町への問合せ等はございませんが、町のほうで第 2 期八千代町子ども・子育て支援事業計画、こちらの計画を策定する際に行いましたアンケート調査によりますと、幼稚園や保育園等を利用している方のうち、これまでに子どもの病気のため

に父親、母親のいずれかが仕事を休んだという、そのような経験がある方の35%の方が、できれば病児保育または病後児保育を利用したいというような回答をしていることから、病気の子どもを預かるための支援策は検討することが必要であるというふうに認識しているところでございます。

次に、ご質問の（３）、病児保育事業の検討についてでございますが、この病児保育事業を行うには、先ほど申し上げましたように病院及び診療所や保育所等に付設された専用スペースで看護師、保育士等が行うということですので、施設の確保、あるいは専門スタッフの確保、医療機関との連携等の課題がある事業でもございますので、今後につきましては周辺市町村の取組状況や医療機関との連携の可能性、そういったものにつきまして調査検討をしてみたいと思います。

続きまして、ご質問の３、ひきこもり支援についてでございますが、ひきこもりにつきましては厚生労働省の定義では、様々な要因の結果、仕事や学校に行かない、家庭以外の人との交流をほとんどしないなど社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている方、そのような現象や状態というふうにされております。このひきこもり状態の方の中には、精神疾患や発達障害を関係起因とするような場合もございますけれども、そのほかに社会的ひきこもりといったものもございます。社会的ひきこもりの要因としましては、不登校や失業、あるいは離職、仕事を辞めてしまったというような社会適応がうまくいっていない状況があるものと認識しております。

そのひきこもりの人数でございますけれども、議員のご説明にもございましたように、現在全国の幾つかの自治体が行った調査や内閣府の調査から推計しますと、146万人がひきこもりの状態であるとされております。この146万人という人数ですが、15歳から64歳の生産年齢人口に当てはめると、50人に1人がひきこもりの状態であるというふうな数字になってまいります。かつては若者の問題として注目されてきたこのひきこもりでございますが、現在はひきこもりの長期化、高齢化、そういったものも深刻化してきておりまして、これは全国的な傾向となっているようでございます。

ご質問の（１）、ひきこもり対策支援についてでございますけれども、本町におきましては身近な相談窓口といたしまして、役場福祉介護課や健康増進課、社会福祉協議会等でご本人やご家族などからの相談を受けております。また、令和5年4月からは地域における相談支援の中核的な役割を担う機関といたしまして、八千代町基幹相談支援セン

ターを開設しております。場所のほうは、農村環境改善センターのほうに事務所を構えております。これら複数の相談窓口を設けることによりまして、相談しやすい環境づくりに努めているところでございます。また、こちらの相談窓口の周知対策につきましては、町の相談窓口のほか、県の相談支援センター、あるいは筑西保健所並びに児童相談所のひきこもり相談事業など、多岐にわたる相談支援機関の情報を町広報紙やホームページ、SNSなどを活用いたしまして、住民への周知を図っているところでございます。

参考までに、八千代町の相談支援の件数を申し上げますと、令和5年4月に開設いたしました八千代町基幹相談支援センターでの相談件数としましては、開設から現在までに8人が相談をしておりまして、延べ40回の相談回数となっております。また、県の専門機関であります茨城県ひきこもり相談支援センター、こちらで八千代町の方が相談した件数としましては、令和5年度が5人で延べ140回、今年度は現在までに5名の方が延べ23回の相談を受けております。これら相談を受けまして支援をしている中で、改善が見られた事例なども報告を受けております。八千代町基幹相談支援センターからは、障害者福祉サービスである就労継続支援、そういったものに通えるようになった事例などを報告されております。また、県の相談支援センターでは、グループホームへ入所できるようになった方、または初め親が相談しに来ていたのですが、その後本人が直接相談センターのほうに相談に来られるようになったと、そのような事例があるというふうになっております。

次に、ご質問の(2)、親子の自立への一歩についてでございますけれども、ひきこもりの支援といたしましては、まず当事者に会い、直接支援ができるということは、当初はほとんどないと言われておりまして、家族の支援から始まることが多いというふうにされております。家族の支援を進めていくためには、ひきこもりに悩む本人や家族がいること、そういったことに周囲の方々が気づくことが重要となりまして、地域での孤立を防ぐことが必要でございます。地域のお一人お一人がひきこもりへの理解を深めることが支援への第一歩となりますので、情報の提供や啓発活動を引き続き行ってまいりたいと思います。また、相談者の状況に応じまして、保健師等の専門職員による個別訪問や、産業カウンセラーによる面接、茨城県ひきこもり相談支援センターへの紹介など、関係機関と連携をいたしまして、当事者やそのご家族からの相談それぞれに対応し、その人に合った形で適切な支援につながるような対応を心がけてまいりたいと思います。

続きまして、ご質問の(3)、今後の取組についてでございますが、ひきこもりには様々

なケースがあり、難しい問題でございます。一人一人の状況に応じまして、丁寧に根気強く継続的に支援していくことが重要であると考えております。そのためには、先ほど申し上げました複数の相談窓口の設置による相談しやすい環境づくりはもとより、県の相談支援センターや筑西保健所並びに児童相談所など関係機関との情報共有、連携をさらに強化するよう引き続き取り組んでまいりたいと思います。議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

詳細は、先ほど各担当部長から答弁がございましたが、高齢者や難聴者への窓口対応につきましましては、誰もがストレスなく行政サービスを受けることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。本町においても、体に障害をお持ちの方、加齢で聞こえに不安が出てくる方、様々な方々が生活していらっしゃいます。八千代町に居住する全ての方が安心して安全に暮らせる環境を整えることが、町の行政の根幹をなす重要な課題であると認識をしています。軟骨伝導イヤホンにつきましましては、担当部長が答弁したとおり、その機能や先進自治体の状況等を調査研究して、導入の検討を進めてまいりたいと考えております。恐らく今後、多くの団体がこの事業に注目するのではないかなというふうには思っております。

私の経験からしますと、高齢のご年配の方、役場の窓口に来られた場合、なかなか耳が聞こえないという方が、いろんな仕事の説明をすると、分かりましたと言ってくれるのです。ですが、私は半数の方は分かっていないと。聞こえてはいないのだけれども、担当者が説明してくれるから、ご苦労さまです、ありがとうございますと言ってしまふ、私はそのような経験を何度もしてきました。それは、高齢者の方が、さすがに人生経験の豊富な方なので職員に配慮していると、そういう形になります。そういうことがありますと、うちへ帰ってもやはりきちんとした説明の中身が理解できていないということでございますから、きちんと聞こえるような、そういう取組をしなくてはならない、私はこのように考えています。

続きまして、病児保育事業につきましましては、少子化、核家族化が進行する中で育児不安が増し、子どもたちにも保護者にもストレスがかかる、子どもの病気への支援は子育

て支援にもつながるものと考えております。一方で、この事業は医療機関との連携が不可欠でございますので、今後につきましては周辺市町の状況調査や関係機関とも協議を行うなど、検討していきたいと思っております。利用が増えることが、恐らくこれは想定されるなという思いでございます。

そして、私はこの病児保育以外にも子育てに関して、やはり今の若い子育て世代の方が大変悩んでおられることが多い、そういうのも耳にしております。佐賀県のみやき町に行ったときには、そういったものへの対応を考えているということで、空き家を利用してやっておりました。私は、その対策を西豊田の駐在所を、建物をもらいましたので、あそこに子育て相談センターみたいのをつくりたいということを考えておりましたが、そこにこういった機能も併せて持つというのも、考えとしては、一つアイデアとしてはあるのではないかなというふうに考えています。

最後に、ひきこもり支援についてでございます。これ大変重要な問題であると思えます。ひきこもりは、子どもから成人までの広い年齢層に生じる社会環境の一つを表す用語であり、概念であるとされています。ひきこもりは、1つの疾患や障害にのみ現れる症状と捉えるべきではなく、様々な疾患の症状として、また様々な葛藤の兆候として現れるものと理解をしております。したがって、ひきこもりという概念が覆う領域は非常に広く、その境界は曖昧なものとならざるを得ないという形になろうかと思えます。

しかし、そのようなひきこもりの支援を考える際に、支援者が心得ておかなければならない重要な留意事項があると考えております。それは、ひきこもり状態にある子どもや青年全てが社会的支援や治療を必要としているわけではないという点でございます。例えば慢性的疾患の療養中で、家庭に長くとどまる必要がある場合や、家族がそのような生き方を受容しており、当事者もその考えであるため社会的支援を必要としていない場合、少なくとも当面は支援を必要とするひきこもり状態にならないと考えられるからであります。一般的に支援を必要とするひきこもりの中心は、子どもであるにしろ青年あるいは成人にあるにしろ、ひきこもりが長期化し、社会生活の再開が著しく困難になってしまったがために、当事者をはじめ家族が大きな不安を抱えるようになった場合であると考えております。ひきこもりの場合は、最初の3年が肝腎と、このようなことが研究者の間で言われておりまして、最初の3年のうちに対応がうまくいけば、それはそういうふうな形ですが、3年を超えてしまうと、元に戻る、あるいは社会に復帰するというのは大変困難になってくるとい研究成果もあるようでございます。町としまして

は、それらひきこもりの状態にある方の情報を的確に把握することに努め、支援の必要性を見極めながら適切な支援を適切なタイミングで実施できるよう図ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

1 番、赤荻妙子議員。

1 番（赤荻妙子君） 答弁ありがとうございます。軟骨伝導イヤホン、病児保育の再質問をいたします。

現在、本町には海外国籍の皆様が住まわれています。日本語を正しく理解することは難しいこともあることと思われます。会話を聞き取りやすくすることや、災害時のときはなおさら正確な情報を伝えることがとても重要だと思います。住みよい町の理解向上のため、改めて質問いたします。軟骨伝導イヤホン導入の検討をお聞かせください。

病児保育の預けられることができる施設は、病院、診療所、保育所等に付設された専用スペース、または病児保育のための専用施設等です。施設内には、保育室及び児童の静養、隔離の機能を持つ観察室、安静室を有すること等定められています。自治体によっては、風邪、発熱、骨折、ぜんそくなどの慢性疾患なども預けられるところもあるそうです。本町の子どもを産み育てやすい環境を整えるのに、病児保育事業の検討を改めて質問させていただきます。ご答弁よろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 赤荻議員の再質問に答弁をさせていただきます。

軟骨伝導イヤホンの導入についての考えということでございますが、特にお客様が多く来庁される1階の部署、窓口を担当している部署などと情報共有をし、現在の状況を改めて確認するとともに、最新の技術を用いた機器である、このようなことから試験導入をした自治体の利用の実績ですとか検証の結果、この辺のところをしっかりと確認をし、調査を進めた上で、導入についての検討を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 赤荻妙子議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、病児保育事業の実施検討ということでございましたので、そちらにお答えをいたします。病児保育事業を行うには、やはり病院または診療所、保育所等の専用のスペース等の施設の確保の問題、そういったものがございます。また、医療機関との連携等の課題、そういったものもございます。現在八千代町の方は、結城市の病院が行っている病児保育ですとか、筑西市にございます西部メディカルが行っている病児保育、そういったものを利用されている方がいるというふうなことは聞いておりますけれども、できることであれば自宅に近い町内というご希望もあるかと思われまので、八千代町におきましては医療機関が非常に少ないというような現状もございますので、それら医療機関のほうと今後どういった連携ができるのか、あるいは周辺市町との広域での運営などは可能性はどうか、そういったことについて調査研究をしてみたいというふう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に再々質問ありますか。

1 番（赤荻妙子君） 以上です。

議長（上野政男君） 以上で1 番、赤荻妙子議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の退場を許可いたします。

次に、5 番、谷中理矩議員の質問を許します。

5 番、谷中理矩議員。

（5 番 谷中理矩君登壇）

5 番（谷中理矩君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

本日私が質問するのは、大きく2 点です。まず1 つ目が、改正広域的地域活性化基盤整備法を基にした人口増の施策についてです。この法律の中で言われている二地域居住というものの、都市部と地方部の2 つに拠点を持つライフスタイルのことを指します。この二地域居住の促進を通じて、地方への人の流れを創出、拡大するための広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律が、この2024年の5 月に成立いたしました。地方への人の流れをつくるというのは、私が考えるに、やはりこの町に一切縁のなかった人もぜひ来てほしい、移住してほしいという思いもありつつ、ぜひこの町から一度出ていったような方がまた戻ってくるといったことにもつながると考えております。こちらの法律ですが、成立したばかりで、ちょっといささか勇み足な質問に

なってしまうということは認識しております。その上で、質問をさせていただきます。

この改正広域的地域活性化基盤整備法に合わせて、特定居住促進協議会の設立が可能になりました。その協議会というのは、この二地域居住促進のための市町村計画を策定するための協議会になります。この前段階として県がどのように動くかといったものはあるのですが、これが県の動きに応じて八千代町も立ち上げる予定はあるのかお聞きいたします。

続きまして、二地域居住の促進に関する活動を行う特定居住支援法人についてお聞きいたします。この二地域居住者に住まい、なりわい、コミュニティー、具体的に言うと空き家情報であったり、仕事の情報であったり、イベントの情報だったり、そういった暮らしに関する情報を発信するNPO法人であったり民間企業を特定居住支援法人として指定できるようになっております。こちらを併せて検討、どのように進めるか、考えをお聞かせください。

その後、テレワーク、コワーキング環境等の基盤整備についてお聞きします。実はこの質問、私の初めての議会であった令和2年の第3回定例会でも同様の質問をさせていただきました。改めてお聞きいたします。また、働き方、先ほどグリーンビレッジにそういった働く場所をつくるといったところもあるかなと思うのですが、やはり働き方も人それぞれで、のんびり自分のペースで働くといった人もいれば、本当に朝起きてから寝るまで、何か死ぬ気で働くといったような人もいます。一つワーク、働くというものに尖った場所であったり、ほかだと自治体でやっているようなビジネス・インキュベーションプレイスという、ちょっと片仮名がすごく続いてしまったのですが、創業間もない事業をやっている人の相談に乗ったり、そういった人達が集まって仕事の相談をし合いながら、どんどん仕事を進めていくような場所、そういったものをぜひつくっていただくと、この町の人であり、また産業がどんどん活気づくと考えております。やはり町外の人から見て魅力的に見える町にこの八千代町が見えれば、八千代町から別に外に出なくても、この町で住むのではないかと、一旦出たけれども、やはりこの町で働いて暮らしていくというのが一番なのではないかと、そういった結論に至れる人が多くなることを願っております。また、これに併せて二地域居住に当たっては、補助金というものがかなり整備されているものもありますので、こちらをどんどん使って進めていきたいと考えております。

続きまして、被災時の初動体制の構築についてお聞きいたします。日本は、地震、火

山、台風、近年では線状降水帯に頻繁に見舞われ、まさしく災害大国と言われます。年始には能登半島地震が発生し、大きな爪跡を残しました。改めて被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。現在、復興に向けて歩みを進めているわけですが、やはりそこに欠かせないのはボランティアの方々になります。私自身も、ボランティアとして2月と3月能登に行かせていただきまして、言葉にならない状況を目にするとともに、これがもし当町で起こったらどうするか。大丈夫かなというか、本当にただただ不安になりました。私がただ不安になっているだけではしょうがなく、それに対してどういったことができるかということを考えていかねばなりません。実際2月の後、3月には仲間を増やして現地に行って活動する中で、この町で起こったときに自分たちには何ができるのだろうかというのをお互いに話したり、いろいろと考えを共有する場を設けました。

この近隣に目を向けますと、関東・東北豪雨で起こった常総水害、平成27年の9月10日に越水が起りまして、その3日後には災害ボランティアセンターが立ち上がって、1日当たり大体数千人からトータル3万6,000人を超えるボランティアの方々が活動したと聞いております。当町において災害ボランティアセンターの設置場所の選定が、ちょっとまだ検討段階にあるとも聞いております。災害ボランティアセンターの設置は、当町の社会福祉協議会が行うものとされていますが、役場との綿密な協議は欠かすことができませんし、やはり役場の影響力、執行部の影響力というものが出てくるかと思えます。また、当町の社会福祉協議会は7人という人員体制でして、発災時に役場は災害対策本部を設置したりと慌ただしかったり、またここに来られる職員数も大変限られます。どうしても外部人材に頼ることが可能な体制づくりであったり、災害ボランティアセンターの運営を仮に内部だけで行った場合にどれほど賄うことができるか、回すことができるか、様々な適切なアセスメントをしておかねばなりません。早急な対応が町民の生命、財産を守り、スピーディーな復興を成し遂げることにつながるわけで、現段階で備えられるところを最大限備えておく必要があります。そこで、災害ボランティアセンターの立ち上げに当たって現在の準備状況、また準備だけではなくて立ち上げ訓練といったものが予定されているかと思えます。そちらについてもご答弁お願いいたします。

以上になります。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 議席番号 5 番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

改正広域的地域活性化基盤整備法を基にした人口増施策について、こちらのご質問に答えをさせていただきます。こちらの改正広域的地域活性化基盤整備法は、コロナ禍を経ましてUターンやIターン、Jターンを含めた若者、子育て世代を中心とする二地域居住へのニーズの高まり、こういったものを踏まえまして、地方への人の流れの創出や拡大の手段として二地域居住の促進が重要であるという観点から、二地域居住者向けの住宅やコワーキングスペース、交流施設などの整備、こういったものを市町村による地域の実情を踏まえた整備、取組に対する制度的な支援として、議員がおっしゃられたように本年5月に法律の改正がされたところでございます。

改正の概要でございますが、県が広域的地域活性化基盤整備計画を作成したときに、県が計画をつくったときに市町村が特定居住促進計画をつくることができるというものでございます。この特定居住促進計画には、二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項などを記載することによりまして、当該計画に定められた事業の実施等について国庫補助などの予算的な支援を加え、住居専用地域においては二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくなるなどの法律上の特例措置が受けられるというものになってございます。この特定居住促進計画の作成に関しまして、必要な協議を行うため、特定居住促進協議会を設置することができるようになったものでございます。また、二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、また民間企業などを特定居住支援法人として指定することによりまして、町からの空き家等の情報や仕事の情報、イベント情報などの関連情報を提供することができるようになるということでございます。さらに、支援法人は特定居住促進計画の作成や変更の提案が可能となり、活動に対する予算措置もされるということになってございます。改正広域的地域活性化基盤整備法につきましては、改正されたばかりでございますので、まだ国からも詳しい説明がされてございません。現時点では、茨城県におきましても対応方針は未定であるということでございますので、今後国や県の動向を注視しまして、調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、当町における人口の推移についてお答えをさせていただきたいと思いますが、国勢調査による人口の推移を見ますと、平成7年の2万5,008人をピークに減少に転じております。令和2年の国勢調査では2万1,026人と、約4,000人減少しております。人口

減少の要因といたしましては、出生数と死亡数の差によります自然動態、それと転入者数と転出者数による社会動態がございます。近年の3か年における社会増減を見てみますと、令和3年では108名の減少となっておりますが、令和4年は380名の増加、令和5年は230名の増加となっております。しかしながら、この増加の内訳を見ますと、令和4年は外国人が459名の増、日本人に限りますと79名の減で、合わせて380人の増となっております。同様に令和5年も外国人が432名の増、日本人は200名の減で、合わせて232名の増ということでございます。

日本人のみの数字では減少傾向が続いている状況でございますが、この人口減少の流れを少しでも緩やかにするため、特に若い世代の人たちに移住定住をしていただくために、様々な施策に取り組んでいるところでございます。当町の移住定住に向けた施策といたしましては、結婚後に八千代町に移住定住していただくことを目的としまして、新婚家庭家賃助成金を設けております。婚姻後3年以内に町内のアパートに入居した方に、家賃の一部として毎月1万円を助成する事業で、事業開始年度からの累計で50件ほどの実績がございます。さらに、本年度からは結婚新生活応援事業としまして、結婚後の引っ越し費用や住宅のリフォーム費用で、最大で60万円を助成するような事業も本年度から始めてございます。また、町に転入し3年以内に住宅を取得した方に、新築で30万円、中古物件では10万円を助成している事業がございまして、新婚世帯や子育て世帯の方にはそれぞれ10万円を加算してございます。事業開始からの累計で162件の実績がございます。そのほか移住促進、雇用の確保を図るため、町内に社宅や社員寮を整備した事業者に対しまして、最大で300万円を助成する事業がありまして、昨年度の実績では4棟、4つのアパートで49戸分に対して助成をしてございます。さらに、本年度から実施いたします子育て世代移住促進住宅につきましても、若い世代の移住者の増加に向けた重要な施策の一つであると考えております。これら子育て支援の施策につきましましては、PRや事業の周知が重要でございます。現在広報用のチラシを作成しておりまして、7月上旬には新聞の折り込みチラシなどで配布をしたいと考えているところでございます。今後とも事業の周知、PRに努めまして、移住定住の促進を図ってまいります。

なお、議員ご指摘の移住定住につながる二地域居住促進の施策につきましましては、本年度総合戦略というものの策定を予定しております。この中で、テレワークやコワーキング環境などの整備につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号5番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私からは、ご質問の2番目、被災時の初動体制構築について、ボランティアセンターの立ち上げ及び立ち上げ訓練についてお答えをさせていただきます。初めに、ボランティアセンターに関しましては、令和6年2月22日に八千代町と町社会福祉協議会との間で災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書を締結してございます。その協定に基づきまして、災害ボランティアセンターの立ち上げにつきましては町と社協が協議し、運営につきましては町との連携体制の下、社協が主体となり進めることとなります。センターの立ち上げ、設置の判断につきましては、本町において大規模な自然災害が発生した場合、もしくは住民の被害状況を踏まえまして、継続的な長期にわたる支援が必要な場合に町対策本部を中心とした協議を経まして設置をすることとなります。設置場所につきましては、多くのボランティアが駆けつけてくれることが想定されますので、駐車場の確保や活動スペースを十分に確保する必要がありますので、現在検討中でございます。

また、議員のほうからも社会福祉協議会の職員は7名ということでご指摘がございましたが、そのボランティアセンターの運営に関しましては多くの人員が必要になってまいります。大規模な自然災害が発生し、センターの運営が長期化するような場合には、町職員の応援は当然のことでございますけれども、外部からのボランティア、県内外各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関、団体等の協力が不可欠でございます。そのため、令和4年1月13日に、一般社団法人下妻青年会議所との間で災害時における協力体制に関する協定書を締結しております。なお、現在社会福祉協議会においても、ボランティアセンターの設置運営のマニュアルなども整備中でございます。

センターの立ち上げ訓練につきましては、県社協が主催する研修会や、県社協と市町村社協が共催するボランティアセンター運営訓練に職員を派遣し、参加しております。さらに、県と県社協が共同開発いたしました「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム」というパソコンのシステムがございますが、そちらの活用に向けた研修会や運営訓練にも職員が参加してございます。また、平成27年9月9日に発生い

たしました、先ほど議員からも指摘がございました関東・東北豪雨での鬼怒川の決壊、その被害では常総市のほうへ社協の職員が応援に参っています。令和5年9月8日に発生した台風13号による大雨被害では、茨城県北の高萩市のほうに応援に行っております。今年1月1日に発生いたしました能登半島地震では、石川県の志賀町へ現地のボランティアセンターの運営支援をするために、それぞれ社協職員が派遣されております。実際有事の際、迅速かつ円滑に災害ボランティアセンターを立ち上げ、運営に当てるには、日頃から職員一人一人が災害発生時の初動体制や役割、センターの設置運営についてのイメージというものを持っていることが重要であると考えております。これまでに派遣されました訓練や被災地での経験、そういったものの共有に努めているところでございます。しかしながら、近年全国各地におきまして大規模な自然災害が頻発しておりますので、本町におきましてもセンターの設置場所を早急に決定しまして、立ち上げ及び運営訓練を実施していかなくてはならないものと認識してございます。今後におきましては、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施できますように、地域のボランティア団体、地域住民、地域の関係機関、団体等と良好な関係の維持に努めまして、センターの運営など災害時における連携、協力体制の確立を図ってまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、ご支援、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号5番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

改正広域的地域活性化基盤整備法を基にした人口増施策について、まずこの質問でございしますが、法の改正に伴う特定居住促進協議会の設置や特定居住支援法人の指定につきましては、秘書公室長の答弁にありましたとおり、国、県の動向を注視しながら適切に対応できるよう調査研究を進めてまいりたいというふうに思っています。この件につきましては、人口増加対策として一定の効果があるものと考えていることから、この動向には十分注意してまいりたいと思っております。

そしてまた、二地域居住の促進につきましては、当町におきましてはグリーンビレッジにありますクラインガルテンがございします。利用率は常に満室で、週末などには東京都、埼玉県、千葉県からの利用者が農作業などをして、豊かな自然を感じながらゆった

りとした八千代時間を過ごしていただいております。このクライנגガルテンは、比較的年齢層の高い方の二地域居住として好評を得ているところでございます。また、この方たちについては、松本地域のほうから「田舎の親戚」という制度をつくりまして、この方たちが本当に農作業や、あるいは八千代町の慣習などについてクライングガルテンの方に教えていただいていることから、皆さん喜んでいる制度で、この「田舎の親戚」という制度、大変いい制度だと思っています。しかしながら、議員ご指摘の若い世代の二地域居住を図るためには、当町に居ながらにして仕事ができるテレワーク環境の整備や、様々な業種の方が同じスペースで仕事をするコワーキングスペースの整備が必要であることは認識しております。また、整備以外にも、町の中にも空き家等もあり、公共施設もあり、利用できる場所は、工夫すればこれはあるのではないかなというふうなのが私の考えでございます。そしてまた、テレワークにつきましては、私が今お付き合いしている民間の方の話によりますと、その方も仕事はちゃんとやっていると思うのですが、7割の仕事は事務所にいなくてできますねと、こういう事業経営者の方は非常に多いと最近思っております。7割の仕事が事務所にいなくても済むということですから、うまくこの八千代地域のほうにその方たちを引き込む、そういう施策についてはいい考えではないかなというふうに思っています。

また、国が策定しましたデジタル田園都市国家構想総合戦略における重要業績評価指標、いわゆるK P Iの一つとして、2027年度までにサテライトオフィス等を地方公共団体1,200団体に設置を掲げておりますので、デジタル田園都市国家構想交付金の活用も期待できるものと考えております。また、今後、近隣市町で既に整備されておりますコワーキングスペースなどの利用率も調査した上で、ニーズを的確に把握しながら検討を進めてまいりたいと思います。

続きまして、ご質問の2、災害時の初動体制構築について、(1)、ボランティアセンター立ち上げ及び立ち上げ訓練についてでございますが、詳細は先ほどこれも担当部長のほうから答弁した形になります。議員ご指摘のように、日本は本当に災害に多い国というふうになっています。そして、同じ地震でも、大地震におきましても、その中身は違うというのが興味深いところだと思います。関東大震災は、火災によって多くの方が亡くなりました。阪神・淡路大震災のときには、家屋に潰されて多くの方が亡くなりました。東日本大震災のときには、水ですね、津波によって亡くなられた。中身がそれぞれ違うという形になります。そして、私が今一番恐れているのは、直下型地震でありま

す。これは待ったなしで、例えば今この場で地震が起こったときに、我々はどう行動するかといったら、これはうろたえる、ただうろたえるというのもあろうかと思います。そして、私は職員の皆さんにも、いざ、今起こったときに動けるような訓練を重視してやってくれと、そのようなことを言っています。

災害時のボランティア活動は、被災家屋の掃除や片づけなどの活動が注目されますが、本来の目的は清掃等により生活基盤となる住環境を回復し、被災者の生活を回復する、これが目的であると思います。そして、社会福祉協議会は7人という形でございますが、平時から地域の様々な関係機関、団体とネットワークを有し、日常的に住民と接している地域に根差した組織として災害発生直後から迅速に活動できるという、ほかの組織にはない特徴がございます。民間企業、そして医療関係者、特に建設業者というものが災害のときは大きな活躍するというのは、これは隠れた、隠れたなんて言ったら怒られますが、盲点だと思います。事実、八千代町で鳥インフルエンザが発生したときも、初動体制において活躍されたのは建設業者であります。自衛隊等国の方の活躍ばかりが報道されますが、実際に動いているのは地元の消防団や建設業者という形になろうかと思います。その方たちと常日頃から連携、契約をしておきまして、いざというときにこういう動きをしていただきたい、役割分担も含めて検討していくことが必要だなというふうには私は思っています。災害ボランティアセンターは、現在多くの市町村地域防災計画に位置づけられ、その設置運営を行うようになってきていると思います。

もう一つ言えば、私は台湾の地震を注目しております。といいますのは、被災地に住めるようになるまでに要した時間というのが前報道されたのです。台湾は、何と1日だそうです。能登半島30日かかったそうです。台湾においてそれほどの実力があつたのは、数年前に起こった地震のときに、避難所において臭い、そして音、それとプライベートの確保、それがなされていなかったために、避難所において大変な苦勞、クレームがあつたということで、それも今回は改善していたということです。台湾というのはすごい国なのだなと。そこで、私も台湾の事例を研究してくれと職員のほうには伝えてありまして、被災したときの避難所の設営なんかも、これは十分参考にしていきたいというふうなことを進めています。

このようなことから、本町におきましても大規模な自然災害が発生した場合には、災害対策本部と協議をして災害ボランティアセンターを設置することになるわけでございますので、設置場所を早急に決定いたしまして、災害ボランティアセンターの設置運営

訓練を実施できるよう進めてまいりたいと思います。やはり日頃の備えとして訓練が大事だと思います。東日本大震災のときに、ある小学校の全員の小学生が助かった。あれは、常日頃から全速力で裏山を駆け上るという訓練をやっていた。そのために、その学校は一人も犠牲者を出さずに助かった。やはりその訓練が生きていた。私もその映像を見ましたが、物すごい勢いで裏山まで走って行って、もう息もつかせぬような勢いで走って行って、それで全員が助かったということがありましたので、やはり訓練というのは大事なということを考えております。

それと、議員からありました特定居住促進計画の策定予定はあるかと。特定居住促進計画は、県が二地域居住に係る事項、内容を含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したときに、必要に応じて市町村が作成できるものであります。茨城県の担当部署に確認しましたところ、現時点では詳細な説明がないので、計画の作成については未定という形でございました。当町におきましても、国、県の動向を注視しながら調査研究を進めてまいりまして、計画の対応をしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

5 番、谷中理矩議員。

5 番（谷中理矩君） 再質問させていただきます。

まず、1つ目の改正広域的地域活性化基盤整備法に関してなのですが、引き続き働く場所であったり、地域外から人がどんどん入ってきやすいような環境づくりのほうをぜひぜひお願いいたします。

もう一つ、災害ボランティアセンターの設置に関してなのですが、決めるのは社会福祉協議会のほうかなとは思うのですが、やはり役場と協議していく上で、大体いつ頃までには決める予定というのが、もし期日等おおよそでいいので、あればお答えをお願いいたします。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 谷中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

テレワーク、コワーキング環境の整備をというご質問かと思います。先ほども答弁させていただきましたが、今後県との情報を交換しながら、また水垣議員のご質問でもちょっと答弁させていただきましたが、憩遊館の再整備なども今後計画をしていきますの

で、そういった中でどのような形で、クライנגアルテンがやはり二地域居住のモデルだと思っておりますので、そういったものを参考にしながら、また起業、創業支援も含めて検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） では、谷中理矩議員の再質問にお答えをさせていただきます。

質問の内容は、社会福祉協議会のほうで立ち上げるボランティアセンターの場所をいつ頃までに決めるのかということでございますけれども、社会福祉協議会との今詰められた協議というものは、まだなされておられませんので、時期に関しましては早急ということで、それにボランティアセンターにつきましては、災害の規模に応じましてボランティアセンターに必要な場所等も変わってくると思いますので、ボランティアセンターとして使える場所が町内、役場の近辺になろうかと思うのですけれども、こういったところが使える場所としてあるのかということの調査から、まず始めさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に再々質問ありますか。

5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君） 下から突き上げるような揺れが来ると、ついに来たかと多分思う方も多々いらっしゃると思うので、なるべく早急に、何か所か候補地になるのかなとは思っているのですが、ぜひ進めていただくようお願いいたします。

以上で質問を終わりにいたします。

議長（上野政男君） 以上で5番、谷中理矩議員の質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

議長（上野政男君） 次会は、明日午前9時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 2時21分）